

傍 聴 用

令和5年10月24日

安曇野市教育委員会

令和5年10月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
令和5年10月24日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 高橋 満

タイトル	安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則について				
決定を要する事項の内容	標記規則改正の可否				
要旨	公共施設予約システムの運用主管課であるスポーツ推進課の運用見直しに伴い、所要の改正を行うもの				
説明	<p>1 改正の背景</p> <p>教育委員会が所管する学校施設、公民館、交流学習センター等を市民が利用する際の手続や様式については、次のとおりスポーツ推進課が主管する公共施設予約システムを利用している。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">学校施設</td> <td>スポーツ推進課所管の社会体育施設に準じた取扱い(システム利用登録をした市民等が利用)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公民館・交流学習センター</td> <td>申請書・許可証の作成に利用(システム利用は職員)</td> </tr> </table> <p>今般、スポーツ推進課において、社会体育施設に係る予約システムに関する規則を改正する旨の打診があったため、同様の取扱いとしている学校施設に関する部分について、当該改正に準じる改正を行うもの。</p> <p>2 改正要旨</p> <p>(1) 学校施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進課の改正を踏まえた改正(利用資格、利用登録手続等)を行う。 ・スポーツ推進課のシステム利用登録を受けた者については、手続の重複を防ぐため、学校施設に係る申請についてもシステム利用登録を受けたものとみなす。 <p>(2) 公民館・交流学習センター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の運用のとおり、システムを利用できる者を限定しない。ただし、入力操作は、担当の職員が行うものとする。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正の際の改正漏れとなっていた安曇野市体育施設条例に関する既定を削るもの。 <p>2 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日 	学校施設	スポーツ推進課所管の社会体育施設に準じた取扱い(システム利用登録をした市民等が利用)	公民館・交流学習センター	申請書・許可証の作成に利用(システム利用は職員)
学校施設	スポーツ推進課所管の社会体育施設に準じた取扱い(システム利用登録をした市民等が利用)				
公民館・交流学習センター	申請書・許可証の作成に利用(システム利用は職員)				

3 法規審査委員会

- ・安曇野市法規審査委員会設置規程（平成17年安曇野市訓令第7号）に基づく審査を令和5年10月20日に終了。

(以上)

○安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則
(平成28年安曇野市教育委員会規則第9号)

改正後	改正前
<p><u>安曇野市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>教育委員会の所管する公の施設その他の公共施設の申請手続等に係る公共施設予約システムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この規則において、「公共施設予約システム」とは、<u>安曇野市公共施設予約システムの利用に関する規則(令和4年安曇野市規則第18号。以下「予約システム規則」という。)</u>第2条に規定する<u>公共施設予約システム</u>をいう。</p> <p>(対象施設)</p> <p><u>第3条</u> <u>公共施設予約システムの利用の対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)</u>は、<u>安曇野市学校施設使用条例(平成17年安曇野市条例第225号)別表に規定する学校の施設とする。</u></p> <p>(資格)</p> <p><u>第4条</u> 次の各号のいずれにも該当する団体は、<u>公共施設予約システムを利用することができる。</u></p> <p>(1) <u>5人以上が所属し、その3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学している者で構成されていること。</u></p> <p>(2) <u>代表者の年齢が満18歳以上であること。</u></p> <p>(3) <u>対象施設を月2回以上利用すること。</u></p> <p>(登録の申請)</p> <p><u>第5条</u> <u>公共施設予約システムの利用を希望する団体(法人格を有しない場合)にあつては、代表者。以下同じ。)</u>は、<u>安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録申請書兼利用者登録(変更・廃止)届(様式第1号)に構成員が前条第1号に該当することが分かる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	

(利用者登録等)

第6条 教育委員会は、登録を許可するときは、利用者ID等必要事項を公共施設予約システムに登録するとともに、安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録許可書（様式第2号）を、登録を許可しないときは、安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録不許可書（様式第3号）を交付するものとする。

2 前項に規定する許可は、次条に規定する登録されている事項の変更又は登録の廃止の届出がなされない限り有効とする。

(登録の変更等)

第7条 前条第1項に規定する許可書の交付を受けた者は、公共施設予約システムに登録されている事項に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするとき若しくは第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録申請書兼利用者登録（変更・廃止）届を教育委員会に提出しなればならない。

(登録を許可されたのみなす場合)

第8条 予約システム規則第6条第1項に規定する許可書の交付を受けた者は、第6条第1項に規定する許可書の交付を受けたものとみなす。

2 予約システム規則第7条に規定する届出を行った者は、前条の届出を行ったものとみなす。

(職員によるシステムの利用)

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる施設の申請手続等については、公共施設予約システムを利用することができる。この場合において、施設の利用の申請は、職員が施設を利用する者（以下この項において「申請者」という。）から必要事項を聴取し、公共施設予約システムに入力することにより申請書（様式第4号）を作成し、申請者がその内容を確認の上で署名又は記名押印する方法によるものとする。

(1) 安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）別表第1に規定する公民館

(2) 安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号）別表に規定する学習館の施設、設備及び備品

(3) 安曇野市交流学習センター条例 (平成21年安曇野市条例第12号) 別表第1及び別表第2に規定する交流学習センターの施設、設備及び備品

(様式の特例)

第10条 第6条第1項に規定する許可書の交付を受けた者若しくは教育委員会又は市長は、対象施設の利用の申請又は許可を公共施設予約システムにより行うときは、別表左欄に掲げる規則中同表右欄に掲げる様式については、それぞれ同表右欄に掲げる様式と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 (略)

別表 (第10条関係)

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館管理規則 (平成18年安曇野市教育委員会規則第9号)	安曇野市明科学習館利用許可申請書 (様式第1号) 安曇野市明科学習館利用許可書 (様式第2号)	<u>様式第4号</u> <u>様式第5号</u>
安曇野市学校施設使用条例施行規則 (平成18年安曇野市教育委員会規則第9号)	安曇野市学校施設使用許可 (使用料減免) 申請書 (様式第1号) 安曇野市学校施設使用 (使用料減免) 許可書 (様式第2号)	<u>様式第4号</u> <u>様式第5号</u>

(様式の特例)

第3条 安曇野市学校施設使用条例 (平成17年安曇野市条例第225号) により設置する安曇野市学校の施設、安曇野市公民館条例 (平成18年安曇野市条例第22号) により設置する安曇野市公民館、安曇野市体育施設条例 (平成18年安曇野市条例第26号) により設置する安曇野市体育施設、安曇野市明科学習館条例 (平成18年安曇野市条例第34号) により設置する安曇野市明科学習館及び安曇野市交流学習センター条例 (平成21年安曇野市条例第12号) により設置する交流学習センターを使用又は利用しようとする者がこれらの手続を公共施設予約システムにより行うときは、別表左欄に掲げる規則中同表右欄に掲げる様式については、それぞれ同表右欄に掲げる様式と読み替えるものとする。

(補則)

第4条 (略)

別表 (第3条関係)

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館管理規則 (平成18年安曇野市教育委員会規則第9号)	安曇野市明科学習館利用許可申請書 (様式第1号) 安曇野市明科学習館利用許可書 (様式第2号)	<u>様式第1号</u> <u>様式第2号</u>
安曇野市学校施設使用条例施行規則 (平成18年安曇野市教育委員会規則第9号)	安曇野市学校施設使用許可 (使用料減免) 申請書 (様式第1号) 安曇野市学校施設使用 (使用料減免) 許可書 (様式第2号)	<u>様式第1号</u> <u>様式第2号</u>

改正後

改正前

員会規則第23号)	安曇野市学校施設使用中止届 (様式第4号)	<u>様式第6号</u>
安曇野市公民館管理規則(平成18年安曇野市教育委員会規則第24号)	安曇野市公民館利用許可(使用料減免)申請書(様式第1号)	<u>様式第4号</u>
	安曇野市公民館利用(使用料減免)許可書(様式第2号)	<u>様式第5号</u>
	安曇野市公民館利用中止届(様式第4号)	<u>様式第6号</u>
安曇野市交流学習センター管理規則(平成21年安曇野市教育委員会規則第4号)	安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書(様式第1号)	<u>様式第4号</u>
	安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書(様式第2号)	
	安曇野市交流学習センター施設利用許可書(様式第3号)	<u>様式第5号</u>
	安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書(様式第4号)	

員会規則第23号)	安曇野市学校施設使用中止届(様式第4号)	<u>様式第3号</u>
安曇野市公民館管理規則(平成18年安曇野市教育委員会規則第24号)	安曇野市公民館利用許可(使用料減免)申請書(様式第1号)	<u>様式第1号</u>
	安曇野市公民館利用(使用料減免)許可書(様式第2号)	<u>様式第2号</u>
	安曇野市公民館利用中止届(様式第4号)	<u>様式第3号</u>
安曇野市体育施設管理規則(平成18年安曇野市教育委員会規則第25号)	安曇野市体育施設利用許可(使用料減免)申請書(様式第1号)	<u>様式第1号</u>
	安曇野市体育施設利用(使用料減免)許可書(様式第2号)	<u>様式第2号</u>
	安曇野市体育施設利用中止届(様式第4号)	<u>様式第3号</u>
安曇野市交流学習センター管理規則(平成21年安曇野市教育委員会規則第4号)	安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書(様式第1号)	<u>様式第1号</u>
	安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書(様式第2号)	
	安曇野市交流学習センター施設利用許可書(様式第3号)	<u>様式第2号</u>
	安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書(様式第4号)	

様式第1号（第5条、第7条関係）

安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録申請書兼利用者登録（変更・廃止）届

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

登録申請します。
変更を届け出ます。
廃止を届け出ます。

公共施設予約システムの利用者登録について、次のとおり

申請区分	登録	変更	廃止
------	----	----	----

申請者情報記入欄

ふりがな			
団体名			
代表者	ふりがな	連絡先	
	氏名		
住所	〒		
事務責任者	ふりがな	連絡先	
	氏名		
住所	〒		
構成員の数	市内在住・在勤・在学者 人、市外在住者 人、計 人		
主な活動内容			
定期活動日			
主に利用する施設			
所属団体 <small>※所属がある場合のみ記入</small>			
添付書類	団体構成員名簿等		

※担当記入欄

利用者ID

様式第2号（第6条関係）

安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録許可書

第 号
年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 印

様

年月日付けで提出された安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録申請書兼利用者登録（変更・廃止）届につきまして、下記のとおり利用者登録を許可します。

利用者登録情報

ふりがな			
団体名			
代表者	ふりがな	連絡先	
	氏名		
	住所	〒	
事務責任者	ふりがな	連絡先	
	氏名		
	住所	〒	

利用者ID	
パスワード	
発行年月日	

-----切り取り線-----

安曇野市公共施設予約システム利用者登録証

団体名：

山
折
線

利用者ID（登録番号）：

安曇野市教育委員会教育長 印

年 月 日

様式第3号 (第6条関係)

安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録不許可書

第 号
年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 

様

年 月 日付で提出された安曇野市教育委員会公共施設予約システム利用者登録申請書兼利
用者登録(変更・廃止)届につきまして、下記の理由により利用者登録申請を不許可とします。

ふりがな	
団体名	
不許可とする理由	

様式第5号 (別表関係)

許可書

年 月 日

氏名
郵便番号
住所

電話番号
登録番号

下記のとおり許可します。

安曇野市長 [印]
安曇野市教育委員会 教育長 [印]

利用施設：

利用日付 利用	利用施設・人数・利用 目的 (催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
【利用上の注意】				使用料合計

様式第2号 (別表関係)

許可書

年 月 日

氏名
郵便番号
住所

電話番号
登録番号

下記のとおり許可します。

安曇野市長 [印]
安曇野市教育委員会 [印]

使用施設：

使用日付 使用	使用施設・人数・使用 目的 (催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
【使用上の注意】				使用料合計

議案第2号	教育部 学校教育課
令和5年10月24日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 高橋 満

タイトル	社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記要綱改正の可否
要旨	スポーツ推進課が体育施設の利用に関し減免が適すると判断した団体については、学校施設の減免に関し同様の取扱いとするもの。
説明	<p>1 改正要旨 学校施設の使用料減免（減免を受けることができる団体の認定）について、「スポーツ推進課（市長）において減免が適する団体として認めたもの」については、教育委員会が同様に認めたものとみなすことができる条文を追加するもの。</p> <p>2 理由 (1) 学校施設のうち体育館・グラウンド等について市民が利用する際の申請手続・使用料・減免は、令和3年度までは、生涯学習課スポーツ担当が社会体育施設に準じるものとして取り扱ってきた。しかし、令和4年度の組織改編に伴いスポーツ担当が市長部局の課として独立したため、市長部局と教育委員会のそれぞれに減免制度が存することとなった。これにより、減免を希望する団体等は、従前なら教育委員会（生涯学習課）に1件の申請をすれば済んでいたところ、現行では、スポーツ推進課と教育委員会にそれぞれ同じ申請書を提出する必要があることとなった。</p> <p>(2) 学校施設の体育館等は、学校用途に使用しない時間については、スポーツ推進課の予約管理システムを用いて利用許可を行っており、実質的に社会体育施設として取り扱われている。少なくとも体育館等については、その利用許可や減免許可の判断において、教育委員会による教育行政の見地からの検討は必ずしも要しない。以上から改正要旨のとおり条文を追加するもの。 なお、スポーツ推進課の減免団体登録を経由しない団体の減免等について、従前の条文を根拠に教育委員会において独自に判断することができる点には変更はない。</p> <p>3 施行日 安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則の公布の日</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）

改正後	改正前
<p>(申請等)</p> <p>第3条 減免資格を有する団体として登録を申請する者は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、減免資格を有する団体として登録する場合は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書（様式第3号）及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の申請は、毎年度教育委員会に申請するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(学校施設に係る特例)</u></p> <p><u>第4条 体育施設の利用に係る減免団体の登録に関する要綱（令和4年安曇野市告示第194号）第3条第2項に規定する登録通知書及び登録証明書の交付を受けた者は、学校施設の利用に限り、前条第2項に規定する登録台帳への記載並びに登録通知書及び登録証明書の交付を受けた者とみなす。</u></p>	<p>(申請等)</p> <p>第3条 減免資格を有する団体として登録を申請する者は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、減免資格を有する団体として登録する場合は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書（様式第3号）及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の申請は、毎年度教育委員会に申請するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(追加)</p>

議案第 3 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 10 月 24 日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 高橋 満

タイトル	令和 4 年度事業に係る教育事務の点検評価について
決定を要する事項の内容	令和 4 年度事業に係る教育事務の点検評価の内容の承認
要旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条及び令和 5 年 2 月 1 日付け文部科学省中等教育局初等中等教育企画課通知並びに令和 5 年 5 月定例会の承認に基づき、令和 4 年度事業の点検評価を実施した。これを別冊のとおりまとめたので、承認を求めるもの。
説明	<p>1 概要</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育事務について、毎年、管理及び執行の状況の点検・評価を実施し、議会の報告した上で公表する旨を定めており（第 26 条第 1 項）、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者（以下「外部評価者」）の知見を活用することとしている（同条第 2 項）。また令和 5 年 2 月 1 日付け文科省通知では、この点検・評価の方法につき地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 5 項に規定する「主要な施策の成果に係る説明書類」の作成をもって点検・評価の実施及び議会への報告に代えることができることとされた。以上をふまえ、点検評価を実施し、別冊のとおりとりまとめた。</p> <p>2 経緯</p> <p>(1) 令和 5 年 5 月 30 日教育委員会定例会、文科省通知をふまえた方式による点検評価の実施について承認</p> <p>(2) 8 月 4 日、外部評価者による安曇野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する会議を開催</p> <p>(3) 8 月中旬～9 月中旬、各課において外部評価者の指摘等をふまえて令和 4 年度事業の振り返りを実施</p> <p>(4) 9 月安曇野市議会 9 月定例会における決算の認定に際し、併せて「主要な施策の成果に係る説明書類」を提出（主管課は財政課）</p>

議案第4号	教育部 学校教育課
令和5年10月24日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 矢野 司

タイトル	中学生議会の今後について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p><u>議案第4号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため、非公開とします。</u></p>

議案第5号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和5年10月24日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定及び庁内検討会議の設置について
決定を要する事項の内容	計画策定の概要報告、標記要綱制定の可否
要旨	第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定の着手に併せて、関係部局からの意見・協力を願いたいため、庁内検討会議を設置する。
説明	<p>1 計画概要 第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画（計画年度：令和2年～6年）の計画期間満了に伴い、次期5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定めるもの（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく法定計画であって全自治体で作成するもの）。この計画において幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載するもの。</p> <p>2 計画期間 第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画：令和7年度～11年度までの5年間</p> <p>3 策定スケジュール 第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の年度ごとの策定手順は以下のとおり。 令和5年度・・・市民アンケートにてニーズ調査の実施 令和6年度・・・計画策定 詳細スケジュールは別添1のとおり。 今後、子ども子育て会議にて協議し計画策定を進める。 ニーズ調査から計画策定まで策定支援を委託する予定。</p> <p>4 第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議について (1) 概要 庁内の他部署の連携調整を主な目的とし、子ども家庭支援課</p>

長が総括する。

(2) 施行日 承認後告示の日から

(3) 設置要綱 別添2のとおり

○子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

	<p>7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。</p> <p>10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>
--	---

計画策定スケジュール

区分	令和5(2023)年度												令和6(2024)年度				令和7(2025)年度				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	
業務内容																					
ニーズ調査			調査票作成	調査配布・回収	調査データ集計・分析	調査結果報告															
調査結果分析																					
計画詳細等作成																					
市民意見等聴取																					
計画書冊子等																					
広報・周知																					
子ども・子育て会議																					
庁内検討委員会																					
教育委員会																					
庁議																					
議会																					
国・県																					

子ども子育て支援計画始期(2025.2.29)

安曇野市教育委員会訓令第 号

第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定する、第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を総合的かつ効果的に策定するため、第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議(以下「庁内検討会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の策定に必要な調査研究に関すること。
- (2) 事業計画の策定により推進する施策等に関すること。
- (3) 事業計画の策定に関する部局との連絡調整に関すること。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 総括は教育部子ども家庭支援課長を、委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 総括は、庁内検討会議を総理する。

(会議)

第4条 庁内検討会議は、総括が招集し、会議の議長となる。

- 2 総括は、特に必要があると認めたときは、庁内検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 庁内検討会議の事務局は、教育部子ども家庭支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関し必要な事項は、総括が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、事業計画の策定の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

部局名	課名	職名
政策部	人権共生課	人権共生係長
市民生活部	環境課	資源循環推進担当係長
福祉部	福祉課	福祉政策担当係長
		生活支援担当係長
	障がい者支援課	障がい福祉担当係長
		支援給付担当係長
保健医療部	健康推進課	健康推進担当係長
		健康支援担当係長
商工観光スポーツ部	商工労政課	商工労政担当係長
教育委員会 教育部	学校教育課	教育総務係長
		教育指導室長
		学校教育担当係長
	文化課	図書館係
	子ども家庭支援課	子育て給付係長
		子ども家庭相談担当係長
		子ども発達支援相談室長
		児童青少年係長
	こども園幼稚園課	保育幼稚園担当係長

議案第 6 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 5 年 10 月 24 日 提出	(課長) 佐々木 真貴 (担当) 青嶋 梢

タイトル	安曇野市障がい児教育保育実施要綱の制定について
決定を要する事項の内容	標記要綱制定の可否
要旨	<p>(1) 心身に障がいをもつ幼児に対して行う教育保育の実施並びに入園した障がい児の教育保育の支援に関して必要な項目を定めるもの。</p> <p>(2) 対象の幼児に対して適正な教育保育を行うため、入園支援委員会を設置するもの。</p>
説明	<p>1 趣旨 公立の認定こども園及び幼稚園に入園する(した)、心身に障がいをもつ幼児に対して行う教育保育の実施及び支援に関して必要な項目を定めるとともに、対象となる幼児に対して適正な教育保育の実施を図るため、有識者による委員会を設置するもの。</p> <p>2 要綱案 別紙のとおり</p> <p>3 参考</p> <p>(1) 対象幼児 入園資格を満たし、集団での教育保育及び日々の通園が可能で、保健医療部健康推進課及び教育部子ども家庭支援課こども発達支援相談室等による関わりがある幼児。</p> <p>(2) 対象施設 公立認定こども園 18 園及び公立幼稚園 1 園。</p> <p>(3) 入園支援委員会 委員は、医師、保健医療部健康推進課の保健師、教育部子ども家庭支援課こども発達支援相談室に勤務する者、教育部こども園幼稚園課の園長等の 10 人以内で組織し、集団保育の可否、加配保育士の要否・期間等について意見及び助言を聴く。</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市障がい児教育保育実施要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市障がい児教育保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。）であって、心身に障がいを有するもの（以下「障がい児」という。）に対して行う教育及び保育（以下「教育保育」という。）の実施並びに認定こども園、幼稚園（以下「認定こども園等」という。）に入園した障がい児の教育保育の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児)

第2条 対象となる障がい児（以下「対象児」という。）は、安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号。以下「条例」という。）第7条に規定する利用資格等又は安曇野市立幼稚園管理規則（平成17年教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する入園資格を満たす幼児であって、集団での教育保育及び日々の通園が可能で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保健医療部健康推進課による関わりがあること。
- (2) 教育委員会教育部子ども家庭支援課こども発達支援相談室による関わりがあること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事由があること。

(対象施設)

第3条 対象となる施設は、条例別表に規定する認定こども園及び安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号）に規定する安曇野市立穂高幼稚園とする。

(教育保育時間)

第4条 対象児に対する教育保育時間は、条例第4条及び規則第8条第1項第3号に規定する時間とする。ただし、教育委員会は、必要に応じて別の定めをすることができるものとする。

(入園の可否等)

第5条 教育委員会は、条例第9条に規定する利用の申込み又は規則第4条に規定する入園願の提出があった場合において、その幼児が第2条の規定する要件を満たすと認めるときは、次条に規定する認定こども園等入園支援委員会の意見を踏まえて、条例第9条第2項に規定する入園の可否又は安曇野市立幼稚園条例第3条に規定する入園の許可を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により入園を決定した場合において、対象児に対して加配保育士を配置するときは、保護者に安曇野市加配保育士配置決定通知書(様式第1号)を送付するものとする。

3 前項の通知を受けた保護者のうち、教育委員会が必要と認めるときは、認定こども園等入園に係わる同意書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(入園支援委員会)

第6条 対象児について適正な教育保育の実施を図るため、安曇野市認定こども園等入園支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会では、対象児の教育保育の実施に関し、次に掲げる事項について専門的な見地での意見及び助言を聴くことができる。

- (1) 集団保育の可否
- (2) 対象児に対する加配保育士の要否、期間等
- (3) その他教育保育に関すること

第7条 委員会は、10人以内で組織し、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 保健医療部健康推進課の保健師
- (3) 教育委員会教育部子ども家庭支援課こども発達支援相談室に勤務する者
- (4) 教育委員会教育部こども園幼稚園課の園長
- (5) 教育委員会が指定する職にある者

2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、教育委員会が招集する。ただし、当該招集に時間的余裕がないときは、3人以上の委員から意見を聴くことにより委員会の報告とすることができる。

2 委員会の庶務は、教育委員会教育部こども園幼稚園課において処理する。

(観察保育)

第9条 教育委員会が必要と認める場合は、保護者の同意を得て、認定こども園等の園長に対象児の行動を観察（以下「観察保育」という。）させることができるものとする。ただし、観察保育の期間は、教育委員会がその都度定めるものとする。

2 前項に規定する観察保育を実施したときは、別に定める実施報告書により教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

安曇野市加配保育士配置決定通知書

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

安曇野市教育委員会において判定した結果、加配保育士の配置は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象児の氏名

2 加配保育士の配置 配置する ・ 配置しない
(理由：)

3 加配保育士の配置期間

4 加配保育士配置についての留意事項

- ・ 配置期間については、入園後の生活の様子によって検討していく場合があります。
- ・ 加配保育士配置の状況及び対象児の生活について、随時認定こども園等と懇談を実施し、対象児の支援に努めていきます。

様式第 2 号（第 5 条関係）

認定こども園等入園に係わる同意書

（宛先） 安曇野市教育委員会

が 園に入園するにあたり、基礎疾患を原因として発生し、又は拡大した事故による怪我等の損害については、安曇野市に対して法的責任を問わないことに同意します。

年 月 日

住所 安曇野市 _____

保護者氏名 _____ 印

保護者氏名 _____ 印

議案第7号	教育部 各課
令和5年10月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について											
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議											
要旨	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>課名</td> <td>共催</td> <td>後援</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	生涯学習課		1件	文化課	1件	
課名	共催	後援										
生涯学習課		1件										
文化課	1件											

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号）
（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

（審査基準）

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

（教育長の専決範囲）

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

議案第7号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度10月定例会協議事項)

件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
第26回中信会長杯フー ボール卓球大会 個人の 部	中信地区卓 球協議会 山崎 晃	中信地区卓 球協議会	後援	本大会の社会的信用度を得るため、会場地 区の安曇野市教育委員会様へ後援をいた だきたい。 生涯学習の一環として卓球競技の普及・振 興を図る。	10月9日	令和5年11月20日 (日)	穂高総合体 育館	中信地区におけるベテラン卓球選手の競技方向上と 親睦を図る。	男女シングルス(30歳から54歳 の部、55歳以上の部) 男女ダブルス 混合ダブルス 参加料 シングルス1,500円 ダブルス1名につき1,500円	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可 り	-

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 10月定例会協議事項)

件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管 課 意見
安曇野さんぼ市	安曇野さんぼ市実行委員会	安曇野さんぼ市実行委員会	共催	安曇野が誇るべき手仕事の文化を、市民をはじめ、この地を訪れる方々に積極的に普及させ、市民同士が楽しく交流する場として広く定着したい。	10月5日	令和6年5月17日(金) ～5月19日(日)					安曇野市穂高交流学習センター「みらい」	さまざまなジャンルの作家と一般市民が、手づくりの展示・販売・ワークショップを通じて交流を深める。	家具、木のおもちゃ、陶器、ガラス、革、染色、絵画作品等の販売を行う。 出展者 65ブース 入場料無料	○	○	○	基準 第3条 第2項 により 可

議案第 8 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 10 月 24 日 提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 矢野 司

タイトル	安曇野市中学生キャリアフェスティバル (仮称) について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<u>議案第 8 号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため、非公開とします。</u>

議案第9号	教育部 文化課
令和5年10月24日提出	(課長) 三澤 新弥 (担当) 逸見 大悟

タイトル	安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会の委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p><u>議案第9号は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします。</u></p>

報告第1号	教育部
令和5年10月24日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和5年6月定例会における一般質問等について
要旨	市議会6月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
説明	<p>1 期日</p> <p>令和5年6月15日（木曜日）</p> <p>6月16日（金曜日）</p> <p>6月19日（月曜日）</p> <p>2 概要</p> <p>別紙のとおり</p>

◇林 孝 彦

○豊科中央児童館と高家児童館の統廃合の進展の現状と今後の取組は。

教育 部長	令和4年度から、豊科地域の児童館建設検討委員会を開きまして、検討していたところでございます。この検討会におきまして、2つの児童館とも建て替えをするという結論となりました。豊科中央児童館は現地での建て替えを進めておりまして、高家児童館も現地での建て替えを基本として、建設場所をただいま検討しているところでございます。
----------	---

○新博物館構想の検討の進展の現状と今後の取組は。

教育長	安曇野市新市立博物館構想の実現、特に施設整備の再編整備につきましては、多くの課題があると認識しております。また、博物館を取り巻く情勢も、平成27年の策定時からは変わってきております。そこで、博物館構想を再検討する委員会を本年秋頃に発足させ、実情に即した博物館の在り方について検討を始め、実現に向けた新たな一歩を踏み出したいと、このように考えております。
-----	--

○豊科郷土博物館の改修やエレベーター等の昇降機設置を要望するがいかがか。

教育 部長	階段昇降機等の導入について、なるべく早く設置できるよう検討していきたいと思っております。
----------	--

○チャットGPT等の技術への行政や教育での対応の目標と取組は。

市長	昨年11月に公開以来、爆発的な広がり進化を見せております対話型の人工知能チャットGPT、これを行政で活用しようという動きが広がっているのは、質問にありましたとおりでございます。安曇野市では、部課長を対象に「デジタル空間から浮かび上がる安曇野の姿」と題しまして、外部講師による研修会を5月15日に開催いたしました。この研修会では、チャットGPTの実演を通じまして、その利用の可能性や注意点についても説明をいただいたところであります。私も試してみました。「安曇野市 太田 寛について」と訊きますと、瞬時に答えが出ましたが、「安曇野市、太田 寛、安曇野市在住の政治家で、衆議院当選4回」というのが出ました。これは多分、誰かと間違えていると思うんですけども、こういった間違いがあるということも前提に考えなきゃいけないということもあります。それから、個人情報・機密情報の漏えいリスク、これもございます。そういった情報の正確さの確保、そして、さらには著作権の問題、こういった課題もありまして、現在、例示のございました国や自治体が、業務へ
----	--

	<p>の活用を模索・試行している段階ということでございます。業務の効率化などに活用できる部分、こういったものも抽出した上で、今後、その活用については検討してまいりたいと考えております。</p>
教育長	<p>文部科学省より5月19日付で、チャットGPT等の生成AIの学校現場の利用に向けた今後の対応についての通知が示されております。その中で、利用規約には、13歳以上である必要があり、18歳未満の場合は保護者の許可が必要とされています。私は、思考力や判断力が未成熟の段階の子供たちに対して、どのように関わらせるか、学校での活用においてメリットとデメリットは何か、個人情報の扱いや著作権との関係などについて整理が必要であると考えています。したがって、義務教育段階の教育現場での今後の活用については、文部科学省が公表すると予定しているガイドライン等を注視し、慎重に判断してまいります。</p>
政策部長	<p>先ほど市長の答弁にもございましたけれども、チャットGPTには、情報の正確さ、それから著作権の問題など、課題が多くございます。安曇野市では、チャットGPTをはじめとする生成AIを庁内で試行的に利用する当面のルールを策定いたしまして、使用に当たっては機密情報を入力しないことなどの注意点を職員に周知しております。7月には、職員を対象とした生成AIの利用方法、注意点などの研修会も開催を予定しております。現在のところ、業務への本格導入については未定でございます。今後、活用方法、それから情報収集に努めまして、安全性ですとか有効性が確認できれば、導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。</p>

<p>○GIGAスクール・ICT教育の進展の現状と今後の取組は。</p>	
教育部長	<p>ICT教育の推進によりまして、安曇野市における1人1台のタブレット端末の活用頻度は高くなってきているところでございます。特に学校に行くことができない児童生徒に向け、タブレット端末を活用して授業をオンラインで配信する、課題をオンライン上で配布・収集する等の取組が、この3年で各学校に広まってきているところでございます。今後も、保護者や児童生徒からの要望があれば、状況に応じまして、授業をオンラインで配信する、今までコロナ禍でやってまいったことですが、こういったこともやっていきたいと考えております。</p>

◇ 一 志 信一郎

○市長は、「臼井吉見先生とまちづくり」の将来ビジョンをどのように描こうと考えているか。

市長	<p>臼井吉見の小説「安曇野」は、安曇野の風土だけでなく、郷土が輩出した多くの先人たちの魅力も全国に発信したものでございまして、今私どもが普通に使っております、市の名前にもなっております安曇野という言葉が定着したのは、その功績の大きな一つだという具合に思っております。小説「安曇野」で描写された風景や登場人物に光を当てて発信していくことは、安曇野の自然・文化・歴史等の魅力そのものを発信することにつながるという具合に考えております。そしてまた、それは、市民の誇りや郷土に対する愛着につながるものという具合に考えております。</p> <p>臼井吉見文学館では毎年2回、臼井吉見に関係した講演会や様々な活動が続けました。関連いたしまして、臼井吉見文学館友の会の活動、あるいは小説「安曇野」を読む会、こういった方々の活動もございまして。これらは、郷土である安曇野の魅力を知る、その裾野を広げる営みであろうというふうに考えております。市では今年度、小説「安曇野」を紹介するパンフレットの作成・配布、あるいは専門ウェブサイトの整備等も行っておりたいと考えております。このような活動を通じまして、郷土安曇野に関係した先人をより多くの皆様に知っていただき、市民に郷土へのより深い愛着と誇りを持ってもらう機会としていきたい、そういうふうに考えております。</p>
----	---

○臼井吉見文学館等を含む生涯教育を進めていく上での今後の計画と展望をどのように考えているか。

教育長	<p>市教育委員会では、第3次安曇野市教育大綱及び第2次安曇野市生涯学習推進計画の基本理念や基本方針に、文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の継承を位置づけております。これに基づいて、具体的な事業といたしまして、本年度、中央公民館で開催する安曇野アカデミーでは、全5回の講座を開催いたします。10月から12月にかけて、臼井吉見の小説「安曇野」にまつわる主要登場人物について、講座形式で学んでいただくとともに、小説にちなんだ場所や文学館、美術館、記念館を訪れるフィールドワークを計画しております。どうぞ御期待いただきたいと思います。</p> <p>今後とも、臼井吉見文学館など文化施設や公民館の展示、講座、友の会の活動等を通じて学習機会の充実を図り、市民の皆様が郷土安曇野についての一層の理解を深めていただき、さらなる主体的な学びにつながるよう努</p>
-----	--

めてまいりたいと思っております。

○臼井吉見のふるさどに対して抱いていた心象風景等を絵画・イラスト等々で再現して、様々な分野で生かせないか。小中学校の生徒等への文学館利用等、当時の歴史を伝えていく必要があるのではないか。

教育長 安曇野のレンゲ田は、農業形態の変化により姿を消してしまいました。私も、幼少の頃見たその風景を大変懐かしく思っております。御指摘のとおり、堀金中学校は、臼井吉見作詞の校歌に「げんげ田」というのが登場いたします。実はほかにも、市内の豊科北中学校、豊科南中学校では、務台理作作詞の校歌の中に「れんげの花田」という歌詞が織り込まれております。私は生徒たちには、臼井先生をはじめ多くの人に親しまれたかつての安曇野特有の風景をぜひ知った上で、自信と誇りを持って校歌を歌ってほしいなど、こんなふうに思っております。さて、レンゲ田、げんげ田の風景について、公共施設が所有している写真や絵画を調べてみましたが、そう多くはないのが現状でございます。しかしながら、市内には様々な写真や作品、例えば写真家・映像作家の中沢義直さんのものであるとか、切り絵作家の柳沢京子さんの切り絵作品等、レンゲやレンゲ田をモチーフにした作品が数多くございます。そのようなものを積極的に活用するよう、紹介してまいりたいと思っております。なお、小中学生には、紙芝居「臼井吉見物語」の読み聞かせであるとか、臼井吉見の講演記録「自分をつくる」に関する出前講座等を実施しております。今後とも、臼井吉見の生涯や作品について、子供たちを含めて多くの人に親しんでもらえるよう活動を続けてまいります。そこで、博物館構想を再検討する委員会を本年秋頃に発足させ、実情に即した博物館の在り方について検討を始め、実現に向けた新たな一歩を踏み出したいと、このように考えております。

○市内外や全国等に呼びかける広報等について。

教育 令和3年度に、臼井吉見文学館の開館30周年を記念いたしまして、記念誌「邂逅」を作成し、安曇野市のホームページ内にPDFを掲載して公開しているところでございます。臼井吉見の生涯や作品、そして臼井吉見文学館を知っていただく活動に、これまで以上に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。その一つといたしまして、臼井吉見文学館では、7月12日に講演会「筑摩書房 創業の精神と現在」を開催いたします。株式会社筑摩書房は、昭和17年の創業時に臼井吉見を顧問に迎えておりまして、臼井も期待に応えるべく、その後、編集長として活躍した大変ゆかり

	の深い出版社でございます。講師といたしまして、現在筑摩書房の喜入冬子社長をお迎えいたしますので、多くの皆様に御聴講いただければありがたいと考えております。
--	---

○今後市として県とタイアップしていくか。	
市長	御質問にございました市町村と県による協働電子図書館（通称・デジとしょ信州）でございますが、これは長野県と市町村が推薦する委員から成る運営委員会により運営されておりまして、安曇野市からも部会に参加をしております。市としては、市民に広く周知し、利便性や利用方法などを御理解いただくとともに、学校やその他の施設等とも連携いたしまして、積極的に利用者登録を進めたいと考えております。
議員	まずは小中学校の電子図書普及を、病院で入院中または長期家庭療養を含む諸事情で不登校になっている児童生徒等への支援の一つの案として提案をしたいがどうか。
教育部長	小中学校では、県の協働電子図書館に関する情報を小中学校の児童生徒に周知しているところでございます。引き続き、必要な情報を周知しまして、小中学生の登録者が増えるよう進めてまいりたいと思います。また、小中学校に整備いたしました1人1台のタブレット端末を利用いたしまして、病気など長期療養中や不登校児童生徒と、端末を利用した学習やメール等による交流を進めているところでございまして、この端末を利用いたしまして登録・申請すれば、県の協働電子図書館を利用することができます。このため、多様な学びの一つとして活用していきたいと考えております。

◇ 中 村 今朝子

○安曇野の子供たちの健やかな成長のために寄り添い、支え、手を差し伸べる私たちの役割や思いについて	
市長	安曇野市では、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画を策定し、その基本方針の中で、一人一人の多様性を理解し合うなど、「誰もが輝ける共生社会 安曇野」を目指しております。子ども発達支援相談室では、本年度から公認心理師を1人増員し、相談や教室、検査などを行い、貴重な支援につなげております。また、不登校支援の体制強化として、教育支援センターに民間施設等との連携を図るため、教育施設連携促進コーディネーターを今年度から配置いたしました。特別な配慮や支援等を要する子供の数は、国・県同様に、安曇野市におきましても増加傾向にござい

	<p>ます。アフターコロナ期の立ち上がりも含め、全ての子供たちの健やかな育ちを願い、引き続き支援をしまいたいと考えております。</p>
教育長	<p>現在、学校では、運動会や音楽会など様々な行事や活動が、新たな工夫を取り入れて再開されている状況です。一方、心理的にマスクを外したがない、または外せない児童生徒が少なからずいるようにも感じています。子供同士や人と人との関わりなど、本来の関わりつながり合う姿を取り戻し、自分らしく伸び伸びと安心して自己を表出できる児童生徒を育みたいと願っております。そのために、安曇野で暮らす全ての子供たちの社会的な自立を支援し、多様な学びの機会を保障するため、家庭・学校・地域・民間施設等が連携して取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>本市におきまして、不登校となっている児童生徒の状況と、教育委員会が不登校の子供の保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子供の保護者を支援していくことが必要だと思いますけれども、COCOLOプランを受けての今後の本市での取組についてお伺いしたいと思います。</p>
教育部長	<p>市内で活動いたします不登校児童生徒の親の会、2つの団体を承知しております。一つは、保護者有志が主体的に会を運営している親の会、もう一つは、中学校の教職員がコーディネートして運営している親の会がございます。悩みや困り事の相談や相談窓口などの情報交換が行われているところでございます。さて、現在、新たに市内の中学校で親の会立ち上げを企画している動きがございます。市のスクールソーシャルワーカーと学校が連携してコーディネートしているところでございます。引き続き、こういった活動を支援してまいりたいと思っております。</p>

<p>○不登校の子どもたちの自宅や校内のスペシャルサポートチーム、オンライン指導についてはどうか。</p>	
教育部長	<p>安曇野市は全小中学校に、校内で中間教室を設置しております。それぞれに登校支援員を配置してございます。この教室におきまして、教室や自宅等をビデオ会議アプリでつなぎまして、授業などの内容を配信し支援するオンライン指導体制が、今できているところでございます。今後は、教室へ行きづらさを感じている児童生徒などが落ち着いて過ごし、学習や活動に取り組める機会がさらに増えるよう、支援・指導体制の研究をさらに進めてまいりたいと思っております。</p>

○自宅や教育支援センターでの活動は内申書等で成績がつかない。不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅等での学びを反映させる必要があると思うが、本市の中学校における現在の状況、また今後の取組について

教育 部長	児童生徒の学習意欲に応えまして、社会的自立を支援していく上で、子供の学びの姿に向き合い、その学びの過程を記録し評価することは大切であると考えております。議員御質問の調査書の評定につきましては、評定がつけられない状況がございます。学習の状況については文書で記載されているところです。今後、学校は、不登校児童生徒の学びを適切に評価していく仕組みを研究して、整えていく必要があると考えております。
----------	---

○本市の小中学校において、ディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握しているか。

教育 部長	昨年度の調査で、市内小中学校で、すみません、これは学習障がいになりますが、お医者さんの診断を受けた児童生徒は、小学校が全児童の0.3%、中学校が全生徒の0.5%でございました。ディスレクシアに特化した検査は行っておりませんが、学習障がいなど通級指導教室に通室する児童生徒に対して、必要に応じて学習障がいの検査を行っているところでございます。
----------	--

○障がいの困難さを軽減するため、学校現場において、タブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう、教育委員会からの後押しは。

教育 部長	先ほど申し上げました数字は、お医者様の診断がついている数字になりますので、診断がつかなくても、傾向のある方はもうちょっとというふうには考えております。市内の小中学校には、1人1台端末としてキーボード付タブレット端末が整備されておりまして、カメラ機能や、議員おっしゃられました文字入力機能を活用できる環境は整っているところでございます。また、デジタル教科書、一部教科から導入を進めておるところでございます。学習障がいなど、通級指導教室では、障がいに応じた学習アプリが活用できるように、それ用のアプリ対応タブレット端末を別途配備しているところでございます。これらの効果的な活用に向け、教育指導室の指導主事などによる訪問支援、研修の実施に努めているところでございます。
----------	---

○保護者等を対象に、発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要が

あるのではないか。	
教育 部長	学習障がいへの理解を促すための資料といたしまして、長野県の教育委員会が作成したリーフレットがございます。読み書きに困難さのある児童生徒への具体的な支援の流れが示されておるものでございます。読み書きの困難さの特徴が端的に示されておりまして、こういった資料を紹介するなど、学校を通して啓発に努めてまいりたいと思っております。

○今後ますますICT化が加速する中で、本市として児童生徒の目の健康予防について、どのように取り組んでいかれるのか。	
教育 部長	安曇野市小中学校保健統計報告書によりますと、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、小学校ではほぼ横ばい、中学生では令和2年度から増加傾向にございます。小中学校では、タブレット端末などの使い方を定めましたパソコン利用のルールの中で、長時間使用後に目を休めるなどの視力低下を予防する端末の利用方法を指導しているところでございます。また、養護教諭が保健だよりを発行しまして、児童会や生徒会の保健委員会でも視力低下を予防する活動を行っているところです。さらに、学校保健委員会でも取り上げまして、スマホなどのデジタルメディアは使わない、オフメディアといいます。このオフメディアやデジタルメディアの使用をコントロールするアウトメディア、こういった取組を行っている学校もございます。今後も児童生徒の活動を指導し、学校の視力低下予防の取組を強化してまいりたいと思います。

○小中学生の生活習慣病予防、胃がん予防について状況は。	
教部長	安曇野市での血糖値が高い児童生徒の割合でございますが、受診者全体の約4分の1程度、健康状態からは、全国的な傾向とほぼ同様の状態ということが言えると思います。任意検査でございますが、令和4年度の血液検査では、小学校5年生と中学2年生ともに8割程度が希望して受診しているところでございます。

○子どもの頃からの生活習慣病予防や胃がん予防の取組によって、将来にわたっての医療費の削減にもつながってくるのではないか。	
教育 部長	小中学校の血液検査につきましては、生活習慣病を予防するため、令和4年度からヘモグロビンA1cを追加し、今年度から総コレステロールも加え、糖尿病などの早期発見・予防に取り組んでおります。さて、厚生労働省の厚生科学審議会では、ピロリ菌除菌と胃がんの発症予防効果につき

	まして、科学的根拠が明確ではないとして、今後、ピロリ菌除菌の有効性を研究する予定であるとしております。ピロリ菌の検査項目への追加につきましては、早ければ令和6年度に示される厚生労働省の検証結果を待つて検討したいと考えております。
--	--

◇ 岡 村 典 明

○サテライトキャンパスの今年の方針について	
市長	昨年度は、東京藝大の卒業生でございます芸術家によります作品の展示をし、また、様々なメディアからの取材、それから制作過程、ワークショップなどを通じた市民との交流の機会を設けました。みらいにおきましては、その庭に作品を展示しました。これはウサギの像でございましたが、それと子供たちが戯れるところを私も拝見しまして、非常に感銘を受けたところでございます。また、発表された映像作品は、私たちも知らなかった安曇野の美しい光景に満ちておりまして、安曇野の魅力に改めて気づかされる新鮮な驚きがありまして、多くの市民の皆さんからも大変な好評を得たところでございます。昨年度は参加する芸術家は1名でしたが、今年は3名をお迎えする予定です。市民の皆様にとって、より多様な作品や創作活動に触れまして、自らの創造性や感性を育むよい機会となることを期待しております。若い芸術家の皆さんには、安曇野の自然や人の営みに触れまして、この地域の魅力の中から新たな芸術を創造されることを期待しております。市民の皆さんと芸術家の両者が交流し、お互いに学び合うことができますようサポートしていきたいと考えております。
議員	本年の受入れ人数は3名ということだが、OBの方なのか、また、その方はどの分野の方なのか。
教育部長	今年度の東京藝術大学安曇野アーティスト・イン・レジデンスに参加する作家3名は、いずれも東京藝術大学を卒業もしくは同大学大学院を修了している方になります。専門分野は陶芸、ガラス、木工でございます。制作場所は市の施設を中心に検討中でございます。滞り場所も制作や発表の利便性を考慮して、作家と相談しつつ、今後決定していきたいと考えております。
議員	中学生や市民との交流みたいな計画はあるのか。
教育部長	現在、安曇野市と東京藝術大学とで、事業内容について協議を行っているところでございます。また、参加される作家の方々とも打合せを行っております。中学生や市民との交流事業内容も、両者と事業の計画を練っていく中で、一体的に決定していく予定でございます。

議員	積極的にツイッター及びインスタグラムを使い、安曇野市のよさをアピールしていただきたいが、いかがか。
教育部長	アーティスト・イン・レジデンスの事業の目的は、市民と参加する作家が交流しまして、相互に創造性を育み、また発信することにより、安曇野市の芸術・文化を全体的に興隆させることにあると考えております。今年は3人のアーティストが滞在することになっておりますが、3人ですので、経済的な効果はなかなか期待できない事業ではないかなとは考えております。ただ、今議員おっしゃられました、いろんな場所の発信、そういったことはお願いできるのではないかなと思いますが、個々のお店をできるかどうかはちょっとあれなんです、観光地とか、そういうところは、ぜひ併せて発信してもらえればありがたいとは考えております。
議員	ミュージアムカードにかなり期待する。現状はどうか。
教育部長	4月末の時点でございますが、2万3,909枚を配布いたしまして、参加していただきました33の施設のうち15施設で配布が完了しております。
議員	現場の声はどうか。
教育部長	こちらで把握しておりますのは、来館者が増えました、あるいは施設自体の周知につながったなどの、おおむねよい評価を多くいただいております。安曇野市立の市営の施設と民間の私立の施設との間で評価に差がある傾向は見られませんが、やはり小さな小規模施設で管理者が1人しかいないような施設では、配布や来館者の対応に負担を感じるといった意見は頂戴しているところでございます。
議員	今後について。市民・現場からの声をふまえて。
教育部長	参加施設からは、今後の事業への取組について、安曇野市が企画するならば参加したいという声が多く聞かれております。規模の異なる参加施設の様々な事情や意見、御意向を検証しながら、効果的なPRの方法や効率的なミュージアムカード配布の方法などについて、配布中の施設の皆さんと協力してまいりたいと考えております。
議員	ミュージアムカードの企画など実施する計画があるのか、
教育部長	ミュージアムカードにつきましては、今年度は、残っているものをできるだけ多くの方に届けることに注力してまいりたいと思います。今回の事業は、来場者の増加に一定の効果があったと認識しております。来年度以降の事業実施につきましては、参加施設の様々な御意見も聞きながら検討していきたいと思っております。

◇ 井 出 勝 正

○県の貧困に関する実態調査から何を分析し、子ども貧困対策計画に反映したか。	
教育 部長	<p>長野県の調査でございますが、令和4年6月から7月に実施されまして、令和5年2月に結果が公表されております。調査結果は全県と県内10地域ごとの分析が公表されました。安曇野市の調査結果は松本地域に含まれております。この中で、調査では、対象の家庭を困窮家庭、周辺家庭、一般家庭に分類されておまして、松本地域における困窮家庭に分類される世帯は8.1%、前回、平成29年の8.0%とほぼ横ばいでした。生活の満足度が高いと回答した割合は、一般家庭で75.3%、困窮家庭で29.8%と差がございました。授業が分からないと回答した子供が全体で29.4%であったのに対し、困窮家庭では58.7%と半分以上となっております。困窮対策につきましては、児童扶養手当や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金など、貧困世帯やひとり親世帯への経済的支援や、福祉課の学習支援など、対策を講じているところでございます。なお、今後につきましては、今年度より第3次子ども・子育て支援計画を策定する際に、計画に盛り込んでいきたいと思っております。</p>

○かつて「12名把握している」と答弁したヤングケアラーについて	
教育 部長	<p>12名は、令和5年3月議会においてお答えいたしました、県が実施したヤングケアラー把握のための調査において、ヤングケアラーの可能性のある児童生徒として連絡を受けた人数でございます。県の調査は、学校においてタブレット端末を用いて行われたアンケートでありまして、児童生徒自身が回答したものでございます。安曇野市の12名の児童生徒につきましては、学校での個別の聞き取りや子ども家庭支援課家庭児童相談室の確認により、支援が必要な児童生徒はごく少数でございました。支援が必要な児童生徒は、家族の世話を過度に行うことで、学業など子供が本来行うべき活動に影響が出ている状況でございます。</p>

○本年度予算に、ヤングケアラー支援の事業は盛り込まれているか。	
教育 部長	<p>今、議員はヤングケアラーの12名とおっしゃいましたが、先ほど申し上げたとおり、可能性のある児童生徒として12名を把握しているところでございます。支援の実施期間、それから頻度につきましては、2か月程度で週2回ペースに限定するものではございませんで、家庭や児童生徒の状況に応じて期間の延長や訪問頻度を増やす、減らすこともあり、柔軟に事業を運営してまいります。また、こういった場合、ほかの制度につながることも</p>

	十分視野に入っております。長期の家事支援が必要な場合は、介護保険サービス、あるいは障がい者支援サービスといったものも、その利用が可能と考えております。
--	---

○ヤングケアラーとなっている子供たちの要望や家庭の状況に、市が決めた支援内容は十分対応するか。	
教育 部長	子育て世帯訪問支援事業の実施に際しましては、子ども家庭支援課家庭児童相談室の社会福祉士や保健師、公認心理師など専門職が児童生徒や保護者と面談を行っているところでございます。そこで、子供たちの思いや保護者の意向を確認し、支援内容や訪問頻度などを相談しながら決めております。家庭に寄り添った支援となるよう、実施しているところでございます。精神面のフォローにつきまして、市では子供の希望やその状況に応じ、保健師や公認心理師等との面談を定期的に行える体制を整えているところでございます。学習面につきましては、学校や福祉課の学習支援事業と連携を取りながら、必要な学習支援を行ってまいります。

○この事業の推進に当たっては、事業者と訪問支援員、教育部子ども家庭支援課、学校関係者との連携はどのようになるか。	
教育 部長	子育て世帯訪問支援事業を利用される家庭への支援におきましては、訪問支援を行う事業者だけではなく、家庭児童相談室や学校、児童相談所などの関係機関が連携して家庭の支援を行っております。子供たちの意見の反映につきましては、すみません、先ほどのお答えいたしましたとおりでございます。子育て世帯訪問支援事業の実施に際しましては、家庭児童相談室が介護保険でいうところのケアマネジャーのような役割を果たしております。訪問支援員は、家庭児童相談室が作成いたしました計画に基づき、家事支援や育児支援を行っております。訪問支援員の資質についてでございますが、市では、子供のいる家庭での支援経験があり、訪問介護の資格を有する方を委託先から派遣しているところでございます。また、訪問支援につきましては、事業所において必要な研修を受けていることから、専門的な研修は考えておりません。

○就学援助の令和5年度の支援状況はどうか。	
教育 部長	令和5年度の就学援助費の状況につきましては、現在審査中でございます。なお、4年度の状況は、3月議会の質疑においてお答えしたとおりですが、要保護・準要保護を合わせて、小学校では534人、中学校では306人、

	<p>合計840人が利用ということでございます。小学校入学、中学校進学時の新入学学用品の事前支給について、支給できなかった事例は確認しておりません。ただ、期限後に相談を受けた事実は承知しております。入学学用品費の事前支給については、市ホームページ、広報あづみの、各学校や認定こども園のお知らせの配布などにより、適切に周知しているところでございます。より見やすく、分かりやすいお知らせを作成することや、QRコードを追加するなど、引き続き丁寧な周知を心がけてまいりたいと思います。</p>
--	--

○通学路について通学路もトイレの設置があればよいと思うがいかがか。	
<p>教育部長</p>	<p>こどもを守る安心の家、これは安曇野警察署及び安曇野防犯協会連合会による制度でございます。例年5月頃に、安曇野警察署から委嘱状況の確認があり、小学校の防犯担当とPTAの方に御協力をいただいております。学校によりましては、その際に声がけをし、お礼を述べさせていただいていることもあると聞いております。児童生徒に対して、安心して通学できるよう、登下校前のトイレや水筒の持参の指導を引き続き行いたいと思っております。また、通学途中にトイレ等の必要が生じた場合は、市役所の支所、図書館、公民館などの公共施設も利用できることを説明してまいりたいと思います。</p>

◇ 中 村 芳 朗

○文化財関係等のPRについて	
<p>教育部長</p>	<p>地域の先人たちが大切にしてきたものや、これからも後世に伝えていきたいものを掲載いたしました「三郷の宝」という本を作成いたしました。今年3月から希望者に無料で配布しているところでございます。大変好評で、現在在庫が少なくなっております。この本をテキストといたしまして、掲載されている歴史文化遺産をより広く伝えるため、地域において講座を開催しております。さて、指定・未指定を問わず、地域で大切にされてきた文化財の今後の保存の仕方や活用方法を計画する安曇野市文化財保存活用地域計画の策定に今年度から着手いたします。策定に当たりましては、教育委員会だけではなく観光課、地域づくり課などと連携しながら、文化財などの活用方法について検討、協議してまいりたいと思います。</p>

<p>○室山の各施設と安曇野ワイナリー、また三郷サラダ市とHAMAフラワーパーク安曇野、かんてんぱぱ、安曇野商店街など、周辺の民間施設との連携、また三郷</p>
--

文化公園などの施設も含めたPRは。	
商工観光スポーツ部長	各地域のお船祭りなどの開催日に関しての個別なお問合せなどは、教育部や観光協会と連携し、情報提供をしております。安曇野市観光協会では、サイクルロゲイニングの立ち寄り場所に市内の神社仏閣や文化財など幾つかを取り上げ、観光客の市内での周遊を促しております。個別の神社仏閣を市としてPRすることはちょっと難しいかなというふうに考えますが、地域の歴史・文化を知る機会として紹介することは可能ではないかと、そのように考えております。また、今年度以降は、来訪者のニーズに合わせたテーマ別のパンフレットを作成していく予定でございますので、御提案のあった地域ごとに歴史文化財をテーマとしたパンフレットについて、文化課、また観光協会と調整をいたしまして、テーマの一つとなるか参考とさせていただきたいと、そのように考えております。
教育部長	黒沢洞合自然公園は、ビオトープ型の自然公園でございます。今回の拡張整備におきましても、当初計画時の理念を継承して進めてまいります。この公園には、かつて安曇野の里に多く生息していました動植物が数多く残されておりまして、身近に触れることができる環境が整っております。整備後の活用につきましては、現在の公園整備に関わっていただいた三郷中学校や近隣の小中学校、保育施設、地域の方々の体験学習や学習活動、観察会など、自然に触れ合える公園として活用させていただきたいと考えております。

◇ 猪 狩 久美子

○現状の豊科郷土博物館の改善をすることが優先されるべきではないか。	
教育部長	昨日、林議員の御質問にお答えしたとおり、エレベーターの設置には、設置場所や費用等の課題が多いため、昇降機の導入に向けて検討していきたいと考えております。自動ドアにつきましては、現在の玄関の風除室の構造ではすぐに設置することがちょっと難しいかなと思っております。豊科郷土博物館は、多くの方に利用していただいております。高齢者や障がい者等、配慮が必要な方が気持ちよく利用できる方法について検討し、できるところから進めてまいりたいと思います。

◇ 矢 澤 毅 彦

○学校施設への防犯カメラについて	
教育部長	校門付近への情報監視カメラ、防犯カメラ設置という御提案につきましては、学校には校門以外にも出入りできる場所が数多くございます。校門

<p>付近に設置しても、防犯上の効果は限られているものではないかと考えております。子供たちの安全確保につきましては、ハード面での整備も必要でございます。また、地域の皆さんの目や見守りが大切であるとも考えております。引き続き地域との連携を図りながら、取組を進めてまいります。</p>
--

○安曇野市でもつまずきの早期解消、基礎学力の定着を目指し、そだち指導員のような小学校期からの学力の引上げをしていく事業ができないか

<p>教育長</p>	<p>安曇野市では、各校とも児童生徒が主役の授業づくりを共通の目標として取り組んでおります。まず、市全体の基礎学力について概要を申し上げますと、全国学力・学習状況調査の結果から、令和4年は、小学校、中学校ともに国語と算数・数学への理解度が全国平均より高くなっておりまして、基礎的な学力の定着がおおむね図られていると捉えております。この調査の目的は、学力や学習の傾向やよさ、課題を捉えて、それを活用することにありますので、市教育委員会では、学校現場の教員を何人か委員とする学力向上推進委員会を設けまして、さきの調査の分析を丁寧に行いまして、学力の定着、学習意欲、それに結びつくような授業改善に向けた提案を具体的にしているところでございます。また、議員御指摘のことと関連した内容といたしましては、安曇野市では学習への不安の軽減や学習意欲、理解の向上を図る目的で、小学校、中学校ともに放課後学習室を設けております。これは、学校経験者等、地域の皆さんが学校に先生としてやってきまして、そして希望する児童生徒に具体的な支援を行ってございまして、大変好評でありますし、子供たちも大変意欲的に学んでおります。これらの一層の充実を図っているところでございます。</p>
------------	--

○今後ICTを活用したどのような教育を目指していくのか。

<p>教育長</p>	<p>第3次安曇野市教育大綱は、基本理念を実現するため、6つの基本方針を掲げております。ICT教育については、この教育大綱を実現していくための有益な手段として位置づけております。言葉として表には出ておりませんが、具体的には、情報モラル教育の推進であるとか、ICT環境の整備と活用を個別事業として実施をしておるところでございます。今後につきましては、ICT教育の充実を一層図り、協働的・探究的な学びを通じて郷土への愛着と誇りを持ち、自ら考え、判断し、行動する児童生徒を育むことを目指して、教育大綱の方針の一つでございます学校教育の充実を図っていくことにつなげたいと考えております。</p>
<p>教育</p>	<p>安曇野市教育委員会では、安曇野市立小中学校ICT活用計画を策定</p>

部長	し、その中で子供の学年ごとに目標を設定しており、子供たちに個別の困り感があれば、教員とICT支援員により支援し、ICT活用能力の定着を図っているところでございます。安曇野市の教育方針として、個別最適な学びや協働的・探究的な学びを充実させることとしており、子供たちの主体的な学びを推進するためにICTを活用した学びを引き続き行ってまいります。
----	--

○教育CIOを任命し、特別チームとして組織できないか。	
教育 部長	学校教育におけますICTが担う役割はますます大きくなってきております。安曇野市では、学校と教育委員会が連携して、ICT教育の推進に積極的に取り組んでいるところでございます。安曇野市でのICT教育推進体制は、市内小中学校教員9名で構成されるICT教育推進委員、教員の研修等を行うGIGAスクール運営支援センター、ICT支援員の3つが連携した体制で推進を図っております。当面はこの体制でICT教育を推進してまいります。必要に応じて体制の見直しは行ってまいりたいと思います。御提案の教育CIOーチーフ・インフォメーション・オフィサーですかーは、学校教育の情報化を推進する統括責任者としての役割はございますが、現時点で教育CIOを任命するようなチーム体制は考えていないところでございます。
議員	現在の体制は
教育 部長	ICT支援員につきましては、兼務ではございますが、常勤のICT支援員2名を教育委員会内に配置し、定期的な学校訪問により、支援や要望に応じた職員研修を行っております。
議員	十分か
教育 部長	安曇野市では、ICT支援員2人が学校と連携し、ICT教育の推進に取り組んでおり、ICT支援員の体制については、必要に応じて見直しは行ってまいります。ICT支援員には、技術的な情報機器の操作支援と、ICTを活用した教育的な支援などの役割が求められております。支援により子供たちのICT教育がさらに推進されることで、教育大綱における協働的・探究的な学びにつながると考えております。
議員	教員に対する支援はどうか
教育 部長	ICTの支援体制の充実は重要でございます。教員のICT活用能力の向上も、ICT教育を推進していく上で必要だと考えております。教員に対する支援やICT活用能力向上のための研修等を今後も継続して実施してまいります。当面の間は、先ほど申し上げましたICT教育推進員、

	G I G Aスクール運営支援センター、そしてI C T支援員が連携した体制で、I C Tを活用した授業の支援を行ってまいりたいと思います。
--	--

◇ 白 井 泰 彦

○コロナ給付金に基づく施策に対する市民の評価をどう生かしていくか。また、給食センター職員の健康管理に配慮が必要ではなかったか。	
教育 部長	<p>市では、国の制度に基づきまして、給付金を支給し、さらに国の給付金に市独自で金額を上乗せ、また市独自で対象者を拡大して支給いたしました、市民の評価を実際に確認することは難しいですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、経済的負担の軽減を図ることができたと認識しております。子育て世帯への給付金のうち、令和2年度から4年度に、市独自分として実施した給付事業の実績は、合計で3億6,424万円、受給者数で1万369人で行いました。児童数は1万5,935人で行いました。</p> <p>もう一つ、給食センターです。給食センターの職員は、国の学校給食衛生管理基準に基づき、本人もしくは同居人の感染症や外傷等の健康状態を毎日点検、記録し、安全・安心な給食の提供や継続した給食事業の実施に努めております。コロナ禍におきましても、毎日の健康状態を点検し、感染症の疑いがある場合も、マニュアルに沿って適切に対応して、継続して給食を提供することができました。この対応は、特別というよりは、コロナ禍以前からノロウイルスやO157等による感染症等に対して実施しているものと同じと考えており、コロナ禍において特別な手当が必要とは考えておりません。</p>

○給食費の公費負担、無料化について	
教育 部長	<p>急激な物価高騰に伴いまして、令和5年度から増額改定した学校給食費につきましても、本年度は保護者の負担軽減を目的に、増額分を公費により負担しているところでございます。現在も給食費の高騰が続いておることから、都度状況を確認しまして、児童生徒が安心・安全に必要な栄養価が得られるように、適正な給食事業の実施に向け、給食費の額の検討を進めてまいります。御提案いただきました給食費の段階的な無料化につきましても、本年6月に開催の国のこども未来戦略会議で提案されました、こども未来戦略方針（案）の中で、国は学校給食無償化の実現に向けて、全国ベースでの学校給食の実態調査等を速やかに行い、1年以内に結果を公表するとしており、また、その上で具体的方策を検討するとのことでした。</p>

	今後の国の動向に注意してまいります。
--	--------------------

◇ 増 田 望三郎

○洞合公園の拡張整備に当たり、民有林の維持、保存についても一体的に考えていく、現在の公園拡張整備計画の中で検討できるのか。	
教育 部長	現在、検討しているところでございますが、今のところ、検討の範囲は拡張の範囲、拡張予定のところとしております。ただ、周辺で今回のような開発が進められないように、それこそ魅力的な公園にしていきたいなど思っているところでございます。今後も隣地の動向については注視してまいります。

○明北小学校の学区外からも通学できる小規模特認校制度について、「わざわざ学区外からも通いたくなるような学校」というのはどんなものなのか。	
市長	令和4年度に開催されました第1回総合教育会議で述べたとおり、明北小学校はぜひ残していきたいと考えております。地域から小学校がなくなるということは、その小学校、建物のみならず、そこで日々学んでいた子供たちの拠点がなくなるということございまして、その地域の活力が失われる可能性が大きいという具合に考えております。昨日も、明科地域で行われましたあやめまつりに行きましたけれども、多くの子供たちがそこに参加しておりましたし、また、隣では、小学校の軟式野球のチームの皆さんが練習をしておりました。そういった形で、この明北小学校に限らず、市内の様々な小学校、あるいはそういった施設の中で子供たちの声が聞こえるということは、その周辺地域におきまして大きな活力を与えることだと思っております。また、この明北小学校の歴史の中で、そこに通う児童は、当然、あるいはその学校行事、あるいはその他様々なところで、地域の皆さんの格別な助力があったという具合に考えております。そういったものを考えますと、この明科地域の活力を維持発展させるためにも、小規模特認校制度を利用いたしまして、明北小学校を存続させたいと考えております。この小規模特認校制度につきましては、7月に開催予定の総合教育会議でも議題としてまいりたいと考えております。
議員	○この制度を取り入れる目的や狙いは。
教育長	まず、明北小学校の本年度の全校児童数、80人台に入ってきたということが一つございます。児童数が増えれば、多様な人から学び合う効果、これが期待できるということが一つの目的です。次に、明北小学校は、豊かな自然の中で子供の主体性を尊重した体験的な活動を大事にした自然保

	<p>育を実施している明科北認定こども園が隣接しております。この園には、市内外から園児が通園しております。ここで学んでいる子供たちが、小学校入学時にこども園から引き続き目の前にあるこの明北小学校への通学が希望すればできるようにしたいなど、そんなことを考えました。</p> <p>3つ目は、受けたい教育、通わせたい学校、これを選ぶことができるということ、これは、これまで安曇野市ではなかった公立学校の選択が可能になるということでございます。以上、3つを実現したいと考えているわけでございます。</p>
議員	○明北小の特色というのはどんなものか
教育長	<p>議員前段でおっしゃられたこと（学習指導要領によらずに特別な教育課程を編成する教育課程特例校制度、教科ごとの授業時間数の配分が変更できる授業時数特例校制度、不登校児童生徒に配慮した不登校特例校）について、具体的なところを今持っているわけではございません。それを前提にしてでございますけれども、まず、明北小の立地についてですけれども、長峰山の山裾に位置しております、市内で最も標高が低い場所の学校でございます。そして、廃線敷であるとか、雷山であるとか、そういった自然、文化、歴史の様々な貴重なものが残されている、さらに、おらが学校を愛する地域の人々、こういった明北小独自の地域資源を生かした活動が、現在盛んに行われているのも明北小学校であります。また、先ほど申し上げましたように、安曇野市内で学校としては最も人数が少ない小規模校であります。これを生かした教育、これを実現できるのは、明北小だからこそだと思っております。私は、現在、これを明北小の特色であると捉えております。</p>
議員	○明北小における少人数であることの価値をどのように捉えているか。
教育長	<p>小規模校は、一人一人のよさを認め合い、よりきめ細やかな学習指導や異学年での学び合いが可能になります。議員おっしゃるように、現にそれが行われているのが明北小学校であります。先ほども言いましたように、本当に熱い思いを寄せてくださる地域の皆さんが、学校にも地域に来られる方の写真が廊下に飾ってあったと思うんですけども、そうした地域の人たちにまさに温かく見守られ、囲まれながら、隣接した林や山など豊かな自然の中で伸び伸びと、ここが大事だと思うんですよ、伸び伸びと遊んだり学んだりして、子供たち一人一人の個性や能力が一層引き出せる教育が期待できる、これがまさに少人数での価値であろうと私は思っております。</p>
議員	○どのような子供が通うことを想定されているのか。

教育長	当然のことながら、明北小学校には、従来からの小学校区域の子供たちが通ってまいります。そこに市内在住で通学を希望する子供たちが一緒になって学ぶということなんですけれども、別の言い方をいたしますと、特認校という看板を外せば安曇野市内のどこの学校とも変わらない、全て同じ安曇野の子供たちが通う学校であると、私はそんなふうに捉えています。こういう子供たちが来る学校という縛りは、私は、今は一切持っておりません。
議員	○当事者（先生、児童、保護者たち）の意見はどう聴いていくのか。
教育部長	既に学校運営方針を協議する会議でございます明北小学校学校運営協議会では、小規模特認校について御説明をしております、御理解はいただいているかと思えます。今後、保護者や地域区長会などへも説明をし、御意見をいただきたいと考えております。
議員	○先生たちにもどんな学校ならばワクワク行きたい学校になるのか意見を訊いてみてはいかがか。
教育部長	小規模特認校の導入につきまして、明科地域園長校長連絡会議を開催しまして、情報共有、意見交換をしているところでございます。明科地域では、これまでに小中一貫教育を先進的に推進しております、教員同士の連携した活動が行われております。明北小学校の先生たちは、まさに当事者でございます。小規模特認校導入についてこれからしっかりと議論して、学校の在り方を考えていただけるものと期待しております。
議員	○子どもたちにも訊いてみてはどうか。
教育長	<p>高校改革が進んでいる中で、従来の高校の授業が少し変わってきているかなという印象は持っております。ただ、ここにも書かれている、何か授業を我慢してやっているような姿もちょっとかいま見られたりして、授業がもっと変わればいいのという生徒の言葉、これはまさに当事者の大事な意見だなというふうに私は捉えています。</p> <p>明北小学校について言えば、先ほど議員が御紹介されたように、自分たちの学校をどうしたいかという、もう議論が既に子供たちの中で始まっているわけですね。私も学校訪問で行くたびに、いろんなことを気づかされたり学ばせてもらっています。今回の小規模特認校導入について、率直に自分たちの学校、こういう制度が加わってさらにどういうふうにしたいんだということは、ぜひ聞いてみたいと思っておりますし、これは学校側とも協議していかなきゃいけないことだろうなど、そんなふうに思っております。</p>
議員	○市の子供たちが通う学校がどんな学校になったらいいのか、思いを持つ

	<p>た人たちがいる。明北小の学校づくりにおいても、幅広い視点、多様な面を集めて、そこから明北小のこれから、安曇野の学校のこれからを考えてみたらどうか</p>
教育長	<p>私は、この制度の導入に当たって一番大事にしなければいけないということは、明北小学校に現在通っている子供たち、そして先生方、そして地域の方々だと思っています。このことを前向きに捉えてどう生かしたいかというのは、まさに当事者であるその皆様方の気持ちこそ大事であろうというふうに思っております。したがって、全市的な御意見については必要に応じて聞いていきたいと、そんなことを感じております。</p>
議員	<p>○「明北小はこんな学校だからどうですか」と市内全域に示すわけだが、その計画は明北小が作るのか。</p>
教育長	<p>明北小学校がどういう学校で、どういう運営をしていきたいかというのは、グランドデザインと呼ばれるもので示されるわけですがけれども、このグランドデザインは、明北小学校の学校運営協議会、この場で提示をして、そして協議をされ、承認されて今年度もスタートしているという、こういうことでもあります。要するに、学校だけの思い、考えだけではなくて、地域の皆さんの意見、そういったフィルターを通しながら、一步広い視点で定められていくというものでございます。先ほども申し上げたとおりなんですけれども、そのグランドデザインを描くのは、まさに学校の先生方であり、先生方だけでつくれるものでもなくて、子供たちの意見も聞きながら、地域の皆さんの協力を得ながら、広範な議論がそこで行われてというふうに思います。議員御指摘のように、全市的な意見も、あるいは市が率先して新たな全く新しいものをここで導入するぞというようなことは、この明北小学校の今ある非常にいいものを壊しかねないと私は思うんですね。ですから、これは丸投げということではなくて、明北小学校がよりよいものにさらに発展するとすれば、今あるものをベースにしながら、今ある人たちが考えていただくのが、私はベストであろうなというふうに思っております。したがって、学校の意味、子供たちの考え、そういったものを最大限尊重しながら取り組んでいきたいと、ただし、ここ数年にわたって、明科地域が小中一貫教育の取組を進めてまいりました。ですので、その成果がここに反映できるような形のグランドデザインを、ぜひ描いてほしいなという期待を持っております。</p>

○こんな学校だったらワクワクするなという学校像をお話いただき、答弁いただきたいです。

市長	<p>御質問の中では先生たちにとってとありますが、ちょっと先生にとってというのは私にはよく分かりませんので、子供たちにとってというのを自らを振り返って考えてみますと、極めてシンプルでございまして、その学校で楽しいことを見つけられているか、学校に仲のよい友達がいるか、学校において教師、先生から一人の人間として認められているか、これを目指す学校であれば、ワクワクして通えるというふうに私は考えております。</p>
教育長	<p>私は、教員時代、先輩からこんなようなことを聞きました。授業は教師にとっての命だと、こんな言葉でございまして。今も授業が淡々に行われているはずで。日々1時間1時間の授業、先ほど新聞記事でも、私、授業のことをちょっと触れたわけですがけれども、授業が先生の話聞くだけの受け身の授業が毎日続いたら、やっぱりそれはワクワクする学校にはつながらないのではないかなと、つまり、教師が命である授業をどうつくっていくか、これは教師が教え方を学ぶというだけではないんですね。子供と共につくっていく、子供の発想をどういうふうに生かして、子供をいかにその主役にして自ら学ぶ姿にしていくか、そういう中で、今日はこんなことが分かったぞとか、こんなことができたぞという、そういうものが積み重なっていく、これが子供たちに明日も学校へ行ってその続きを学びたい、もっとよりよくできるようになりたい、こういうワクワク感につながるんじゃないかなと思うんですね。ですから、こういうものというようなものが具体的になくても、仲間と一緒に学ぶのが楽しい、あの先生に教わるのが楽しい、そういう学校、これが私にとってのワクワクする学校の一つの姿であります。明北小学校にそれを求めるということはどういうことかということ、これは特別なことではないわけですね。どの学校でもできることだし、今すぐにでもできることだし、やらなきゃいけない。子供たちには自ら動く児童生徒になろう、先生たちには学び続ける教師になってほしい、こういう願いでずっと語り続けてきています。明北小学校の先生方が今ある教育にしっかり自信を持って、そしてそれを土台にしながら、先ほど言いましたような子供と先生がつくる、ワクワクする授業をぜひ目指してつくっていただきたいと思います、そのことが安曇野市内のどの学校にも何かこう新鮮な風を吹き込んで、市内全体の教育がよりよくなっていくことにつながると、私はそんなふうに信じて応援したいなど、ですから、明北小学校の先生方、子供たちに大いに期待し、エールを送りたいと、こんなふうに思っております。</p>

◇ 増 井 裕 壽

○今後の学校登山の未来について

教育長

学校登山を経験したものにとっては、私もそうですが生涯忘れられない経験として残っております。また、登山の意義や魅力については、議員がおっしゃること、全く私も同感でございます。しかし、現在の学校登山は当時とはかなり状況が変わってきております。市教育委員会では、かなり以前から医師や看護師、登山ガイドを配置し、安全・安心な学校登山を支援してきましたけれども、10年ほど前から、学校登山への参加ができない、またはしない生徒が増えてまいりました。背景には、体力、精神面での不安やいろいろな配慮が必要となる多様な子供たちが増えてきたこと、また保護者の不安の声が大きくなってきたこと、教員自身も登山経験や体力面で引率に不安を訴えてきた、そんな状況がございました。

ちょうど数年前、現地での緊急対応を迫られることが複数の学校で起きました。そこに新型コロナウイルス感染症が拍車をかけたような状況になりまして、より安全で安心して登山的な体験が、多くの生徒が参加して行われる形が選ばれて、現在の状況になっているというふうに考えております。個人的には、私自身は学校登山の伝統を引き継ぎたいという思いは強く持っております。これをかなえるためには、先ほど御提案にありましたように、地域の方々の応援というのはもちろん必要でございますけれども、それにしても生徒たち自らが日頃から見上げる山の頂に立つんだぞという、そういう高い目標を多くの人が共有することが必要であると思えます。そうして、それには小学校の段階から、安曇野市の全ての学校の校歌にはアルプスをはじめ常念岳、山々が歌われておりますけれども、そういった地域の山に目を向けさせて、そして山の自然や文化に興味を持たせる、または様々な自然体験をするというようなことから、あの山へ登りたいとか、登ってみたいんだという憧れとか、夢とか、そういうものを小さいうちから高めていって、そして具体的な体づくり、精神面で鍛えること、そんなようなことを地道に積み重ねていくしかないかなと、今はそんなふうに考えているところでございます。

◇ 小 林 純 子

○PTAの危機についての認識は、

教育長

現在のPTAの皆さんが、役員を決める際に大変苦勞されているということや、活動に参加しにくい方がおられるという状況、これは他の地域活動でも同様のことがあるんですけども、PTA活動においては大変厳し

	い状況であるというふうに認識をしております。一方で、コロナ禍において従来のPTA活動が実施が難しい中、新たな活動の在り方を模索する動きがここ3年ほどございました。そうした中、議員御指摘の世の中の動きもございまして、市内の小中学校のPTAでは、このまま存続は難しいのではないかと大変危機感を抱いているという役員の方々の声を私も聞いております。そうした中で、よりよいPTA活動にするために見直しを始めたという取組が幾つもあるというふうに認識をしております。
--	--

○教育委員会は任意団体であるPTAに直接的に助言や指導する立場にはないという事で、このことは今でも変わらないか。

教育長	5年前に答弁させていただいたこと、そのまま言葉にするとそういうふうになって、受け取る側としては大変突き放された冷たい感じというふうにお受け取りになるかもしれませんけれども、そもそもPTAは、保護者と教職員が共に連携をして、児童生徒の健やかな成長のためにある組織でございますし、その活動によって学校や子供たちに還元されていくというか波及していく、そういう意味では全然関わりのないことではないと思います。ただ、教育委員会だからこういうふうにしなさいというような指導だとか助言というのはなじまないんじゃないかなという意味でお答えしたと思っております。ただ、そうかといって全然接触をしないということではなくて、それぞれの学校のPTAの役員たちが集まって組織するPTA連合会というのがございますけれども、その会合にお招きにあずかったり、あるいはここ数年のことなんですけれども、PTA連合会と市の教育委員会とが懇談会を持ちまして、様々な御質問を受けたり御提案を受けたり、そういう双方向の意見交換をする場がございまして、そういった場面では状況をお聞きしたり課題を共有したり、またこんなふうにしたらどうですかという、そんなことも行っていますので、直接的な指導、助言を上からといいますか、そんなこととするのではなくて、お互いに状況を確認し合いながらよりよい方向を探っていくという意味で、私どもが側面的な応援をしていくというか、そういう気持ちでやっていることをお伝えしたいと思えます。
-----	--

○ 任意団体であるPTAは、入退会自由であることを周知しているでしょうか。

教育部長	PTAの加入は任意であること、あるいは入会や会費の徴収に際しまして、入学と同時に自動的に入会するものであるという誤解を与えないよう、丁寧な説明が求められております。安曇野市内の小中学校PTAにお
------	---

	<p>きまして、入退会自由であるという趣旨を周知しているPTAと、そうでないPTAがございます。退会の手続を会則等に明記しているかを調査いたしました。明記に明記しているPTAはございませんでした。明記に向けて検討中といったところはございました。それから、加入率でございますが、令和5年度のPTA加入率、小中学校合わせてですが、99.7%、令和4年度と比較しまして0.2%の減少でございます。</p>
議員	<p>県教委からこの5月に、PTAの加入について、任意団体であって強制できるものではないといったことで説明するようという通知があったと思いますが、それについて何か動きはありますでしょうか。</p>
教育部長	<p>令和5年4月7日の県教委文化財・生涯学習課通知でございますが、これにつきましては校長会で伝達、お願いをしているところでございます。</p>

<p>○教育委員会こそがこのPTAに対する固定観念を捨てて、従来のPTAを変えていくことに積極的に関わって、PTAを後押しするという、そういうことが必要ではないか</p>	
教育長	<p>教育委員会こそがPTAに対する固定観念を捨てるべきだという御指摘でございますけれども、このPTAに対する固定観念、PTAは入って当たり前であるということから始まって、いろいろあるかと思うんですけれども、それは教育委員会だけではなくて、一般に抱いているPTAに対するイメージではないかと思うんですね。PTAに入れば、役員は必ずやらなければいけない、またはその役員というのは、なると大変だと。夜の会合も何回もあるし、というような大変さだけが何かクローズアップして、PTAイコール負のイメージを抱くようなことが、これがおっしゃる固定観念というようなところにつながっているのではないかと思います。これは私どももそれは変えていかなきゃいけないけれども、一般の皆さんも一緒にやっぱりこれまでのイメージというのを変えていかなきゃいけないのではないかなと、そんな認識しております。先ほど、規約を変えたというところが具体的に少なかったわけですが、私が承知している中では、先ほどの任意ということについても、総会の資料等にきちんと書かれている学校ももう複数出てきておりますし、総会の挨拶等、あるいは新入の保護者の皆さんの説明会で、PTA会長が任意の会ですよということをきちんと説明している学校も、今年の場合、6校あるかな、そんな状況で、役員の皆さんもその固定観念という部分はそのままにしながらも、何とか任意加入の説明に努力をされていると思います。ただ、その固定観念の部分をそのままにして、任意ですよと、入会、退会は御自由にと言うと、み</p>

んな離れていっちゃうんじゃないかなという、役員にとっては心配の種もあって躊躇されているのかなというようなこともちょっと感じているところでございます。少し長くなりましたけれども、これからの在り方については、やはりPTAと名前がつく、つかないにかかわらず、やっぱり保護者じゃなければ分からないことっていっぱいあって、その保護者が孤立するのではなくて、連携して子供たちのため、学校のためにやっていただくことって物すごくたくさんあるし、そういう場面でいろいろな関わりを持ったり、あるいはつながったりするということは、これからもっともっと大事になってくる。だから、PTAの存在というのがこれまで以上に私は重要さを増しているように思うんですね。先日、あるPTA会長とお話しする機会があって、実情をお聞きしてみたんですけども、やっぱりそのことは皆さん思っていて、これまでは1年任期だし、自分たちだけ何とかかなればと思っていた部分もあったんですけども、今はそうじゃないと。何とか自分の任期中にこれは変えていかなければ続かないぞということで、市内のほかの学校のPTAの役員たちともそのことを話し合っているんだというお話もお聞きしました。それは大変私としては頼もしく思ったところでございまして、ぜひそういった自ら進化という言葉が適切かどうか分かりませんが、させようとする動きをぜひ私は応援していきたいなと、そういうつもりでおります。

具体的には私も先ほど申し上げたように、それぞれの学校の役員たちが意識を持ち始めているというところが非常にポイントだと思います。そこで、子供の教育も同じように、主役たる人たちが、やっぱり言われたからじゃなくて、主体的に動くということが非常に大事だろうと思います。一例として考えられることは、やっぱり役員たちが自分たちだけ数人でどうしようなんて考えているんじゃないでなくて、思い切って自分たちの学校の会員の皆さんに声を直接聞いて、そしてアイデアを募ったり、意見を募ったり、そういう中でその地域、その学校独自というか、その実情に合った形を踏み出していく、それで隣の学校のその様子がよければ、それを取り入れていく、柔軟に積極的にそういう活動が展開できれば、一歩でも進むんじゃないかな、そんなことを期待しております。何か機会があったらまたお伝えしたいと思っております。

○市として応援していただきたいが。

教育長	私ども、直接的には月1回、市内の校長を集めて校長会を開いておりますけれども、学校の校長先生方は、PTAでいうと副会
-----	---

	<p>長なりの役職についているわけですね、P T Aの一員です。そんなところで、今日のお話をぜひお伝えしたいと思いますし、その辺のところでもP T Aの役員たちとも話を進めていただくように働きかけてみたいと、こんなふうに思っております。</p>
--	--

報告第2号	教育部 各課
令和5年10月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	後援	(詳細別紙)
	学校教育課	1件	
	文化課	3件	
	子ども家庭支援課	2件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>			

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度10月定例会専決事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
「わたしたちの街の社会原学 安曇野・大北版 2024年度版」冊子作成・寄贈	アド・コム シヤル株式会社 (代表取締役 社長:赤羽 悠一)	アド・コム マーション ル株式会社	後援	制作・配布にあたり、より分かりやすい内容となるよう内容考査にご支援賜りたいこと、また、市内小学4・5年生に配布していただきたいため	10月4日	2024年4月 発行予定	○	過去承認	○	10月6日	安曇野市内 全小学校へ 寄贈	自分たちの住む地域では、どんな物づくりや産業があるのかを小学4・5年生向けに分かりやすくまとめた冊子「わたしたちの街の社会見学」を作成・寄贈するものです。社会科の教材の一つとして、地域産業の学習にご活用いただきました。企画いたしました。	○	○	○	基準第3条 第2項及び 基準第4条 第2号により可	

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 10月定例会報告事項)

件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
教育講演会&ワーキングショップ「7か国語で話そう」	(一財)言語交流研究所 ファミリークラブ 代表理事 鈴木堅史	(一財)言語交流研究所 ヒップファミリークラブ	後援	事業をおとして国際化社会を担う子ども達を育成すべく、市内に広く周知したい。また、安曇野市での活動5周年行事として広く周知するため。	9月14日	①令和5年11月5日(日) ②令和5年11月23日(木・祝)	○	過去承認		9月28日	①安曇野市三郷交流学習センター ゆりのき ②安曇野市三郷公民館	多言語環境でこそ育まれる「どの国の人、文化、どんな世代の人」に対して、同じ目線で接することのできるスタンス」の大切さについて、理解を深めてもらう。	多言語活動の紹介、講演会とワーキングショップを開催する。 参加費無料	○	-	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
第44回あづみ野菊花品評会	あづみ野秋香会 会長 堀野貞夫	あづみ野秋香会	後援	安曇野市内及び近隣の市民に見ていただき、社会情操教育と観光、文化の向上につなげるよう、広く周知するため。	9月9日	令和5年10月28日(土)～11月12日(日)	○	過去承認		9月28日	穂高神社境内	作品を一堂に展示し、その優雅さを鑑み、市民との交流を深め、観光と文化の向上に寄与する。	会員等による菊花の展示と、品評会および審査会、表彰式。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
第5回わくわくキッズコンサートin「みらい」	「ホッと」演藝ボランティア協会 牛山孝介	「ホッと」演藝ボランティア協会	後援	市内の多くの方にコンサートへお越しいただきたいため	10月2日	令和5年12月12日(火)	○	過去承認		10月12日	安曇野市穂高交流学習センター「みらい」	子供連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方のため、昼間にコンサートを行い、音楽に触れてほしい。	未就園児とその家族、その他一般を対象とした、ヴァイオリンとピアノのコンサート 定員:70名(予約制) 入場料:無料	○	-	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度10月定例会専決報告事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
第22回市民タイムス杯争奪硬式野球安曇野リーグ大会	豊科少年硬式野球協会 会長 内田 千章	株式会社 市民タイムス	後援	後援をいただくと、安曇野市民念め多くの方に少年野球を理解頂き、野球の楽しさを知っていただくと共に子供たちの励みにしたい。また、安曇野市のスポーツ活動振興の寄与としたい。	10月6日	令和5年10月22日(日)	○承認	過去承認	○	10月13日	安曇野市営 高家スポーツ広場	日頃から頑張っている子供達の成長発表の場。仲間と共に智で野球が出来る喜びを分かち合う少年硬式野球大会。	小学生の安曇野市内2チーム、招待チーム6チームの計8チームによる硬式野球大会。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
あつみの野球フェスタ	あつみの野球フェスタ実行委員会 関島 貴浩	あつみの野球フェスタ実行委員会	後援	青少年健全育成及びスポーツ振興・野球遊びを体験させる	10月11日	令和5年12月10日(日)、令和6年1月13日(土)、令和6年2月4日(日)	○承認	過去承認	○	10月13日	南安曇農業高校グラウンド・体育館、明科高校グラウンド・体育館、穂高商業高校グラウンド・体育館	野球普及活動	安曇野市内の学童野球・中学野球部員、高校野球部員が未就学・小学生を対象に野球遊びを体験させる	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第3号

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当
教育指導室

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学時健診業務	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・10/5 穂高北・明南・明北小学校合同 ・10/12 穂高南・穂高西小学校合同 ※穂高会館合同実施 ・10/19 【眼科】堀金認定こども園 ○就学時健康診断に係る準備 (保護者宛通知発送、打合せ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・10/25 豊科北小学校 ・11/8 三郷小学校 ・11/21 豊科南小学校 ・11/24 堀金小学校 ・11/29 豊科東小学校
就学援助事務	<ul style="list-style-type: none"> ○就学援助 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、給食センターへの確認調査に基づく支給額等変更 ○特別支援教育就学奨励費認定 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 286名 (認定 248名、不認定 38名) ・前期支払に係る学校、給食センターへの確認調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学援助 <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行費支給に係る学校への参加確認調査 ・10/25 前期支給 ○特別支援教育就学奨励費 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、給食センターへの確認調査に基づく支給額等変更 ・11/8 前期支給
GIGA スクール	<ul style="list-style-type: none"> ○活用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ○情報モラル <ul style="list-style-type: none"> 各校において、情報モラルに関する講演会を開催 (5/30～2/16 予定) ○ICT 教育推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 穂高東中学校での公開授業 (10/13) 各学校の代表者が参加する代表者会の開催 (10/20) 	<ul style="list-style-type: none"> ○活用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・授業支援、教職員向け研修
安曇野市 コミュニティスクール事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・10/20 三郷小学校 ・10/23 三郷中学校 ○堀金地域教育関係者連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・10/13 ○朗人大学連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・10/8 明北小学校 ・9/29 30 10/23 豊科南中学校 ※9/29 30 中学校文化祭見学 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会運営支援 ○地域学校協働本部連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・11/17 堀金地域 ○朗人大学連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・11/22 豊科南中 (第3回)
学校安全支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学校安全総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・10/23 三郷中学校 防災訓練 学校防災アドバイザー派遣 ○交通事故0「ゼロ」プロジェクト 踏切点検 <ul style="list-style-type: none"> ・10/16 豊科地域 ・10/17 穂高地域 ・10/18 三郷地域 ・10/20 明科地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路交通安全部会 <ul style="list-style-type: none"> ・10/31 第1回通学路交通安全部会 ○通学路合同点検 <ul style="list-style-type: none"> ・11月初旬～11月下旬

小規模特認校制度	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模特認校制度意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・10/10 明北小学校保護者 ・10/23 明北小学校保護者 ○明科地域園長・校長連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・10/12 第2回地域連携会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模特認校制度意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・11/7 明北小学校保護者 ○学校通学区区域審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・11/22 第2回審議会
不登校支援	<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 (運動支援中の怪我のため、学校教育課担当職員の代理訪問も含む) <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等訪問件数 7件 ・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 10校 ・民間施設を利用する児童生徒の学校活動時支援 2回 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の施設の定期訪問を開始 ○市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問
中学生議会	<ul style="list-style-type: none"> ○日時 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月23日(木・祝日) ・午後1時から午後4時20分 ○場所 <ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市役所本庁舎3階 議場 ○参加校 <ul style="list-style-type: none"> ・明科中、豊科南中、穂高西中、豊科北中 ○概要 <p>今年度の総合的な学習の時間やその他教科学習で培ってきた見方・考え方、探究的な取り組みの集大成として、以下のテーマに沿って、各中学校の議員が質問、提言を發表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市防災計画(明科中学校) ・地域と教育の関わり(豊科南中学校) ・穂高から平和を考える(穂高西中学校) ・北中友の会との懇談をもとに考えた市政への提言(豊科北中学校) 	

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○わさびコロッケ新キャラクター」採用作品応募者表彰式 令和5年10月11日（水） 受賞者 穂高北小学校2年小林美優菜さん 穂高東中学校3年藤尾 有那さん	
学校給食費会計公会計事業	○令和5年度給食費口座振替5期目再振（10月18日） ○令和5年度給食費口座振替6期（10月31日） ○新小学生就学時健診時での口座振替等の手続き案内受付（穂高、明科、豊科地域）	○滞納整理の実施
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施	
堀金給食センター設備更新事業	○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事期間 令和5年9月22日～令和6年9月4日	

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<生涯学習課>

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
生涯学習講座事業 ○安曇野アカデミー テーマ:長編大河小説「安曇野」	10/26（木）第1回目開催 ※定員70人 穂高交流学習センター「みらい」	第2回:11/9、第3回:11/16 第4回:11/30、第5回:12/10
○安曇野市オンラインモデル 日本語教室 ※長野県事業	・9/28～R6.2/22 毎週木曜日 19:00～ 20:30 ※全15回実施、Zoom使用	
中央公民館事業他 ○人権ポスター展 ○第3回総合芸術展実行委員会 ○二十歳の集い実行委員会による 市長インタビュー ○二十歳の集い 第3回実行委員 会 ○第2回公民館運営審議会	・11/19（日）～11/30（木）本庁舎 ・11/20（月）13:30～15:00 本庁舎306 ・11/22（水）15:30～ 本庁舎 ・11/25（土）15:00～本庁舎 ・11/27（月）10:00～本庁舎	

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業 ○文化祭 菊花展 ○文化祭 一般作品展示 ○文化祭 芸能発表会 ○文化祭 短歌大会、俳句大会 ○ピアノリレーコンサート	・10/26（木）～11/3（金） ・10/28（土）～29（日）9:00～17:00 ・11/3（金）9:00～15:00 ・11/11（土）、11/12（日） ・11/19（日）9:30～	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業 ○文化祭 総合美術展 ○文化祭 あづみ野菊花展 ○パソコン初心者シニア向け 「年賀状作成講座」	・10/27（金）～29日（日）9:00～ ・10/28（土）～11/12（日） 9:00～16:00（穂高神社） ・11/28（火）13:30～（穂高商業高校）	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業 ○ふれあいコンサート ○文化祭 菊花展 ○文化祭 芸能発表会 ○包丁研ぎ教室②	・10/28（土）9:00～11:30（三郷中学校） ・10/30（月）～11/6（月） ・11/4（土）9:00～15:00 ・11/29（水）10:00～	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業 ○文化祭 作品展 ○文化祭 芸能発表会 ○堀金地域学社連携人権教育 研修会 ○堀金一周駅伝大会 ○堀金地域 学校協働本部連 絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・10/27（金）9：00～（堀金総合体育館） ・10/28（土）11：30～、（同上） ・11/2（木）10：00～ （堀金認定こども園） ・11/5（日）8：30～正午 ・11/17（金）9：00～ 	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業 ○歴史講座 明科地域の神社の 沿革 ○10月いいまちサロン 「平和を願う集い」 ○文化祭 作品展示 ○文化祭 歌声ひろば ○文化祭 お楽しみサロン ○文化祭 芸能発表会 ○安曇野市囲碁・将棋大会	<ul style="list-style-type: none"> ・10/30（木）10：00～11：30 ・10/31（火）13：30～15：00 ・11/3（金）～5（日）9：00～17：00 ・11/3（金）13：00～15：00 ・11/4（土）10：00～15：00 ・11/5（日）10：00～14：00 ・11/19（日）9：00～16：00 	

令和5年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和5年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 8月利用者数:217人、9月利用者数:46人	
東京藝術大学交流事業	楽器演奏指導 11月11日(土) 豊科南中学校 12日(日) 穂高東中学校、穂高西中学校	2月 リーダーズバンド 練習
地域創造おんかつ事業	パーカッションデュオ「カメハ」によるコンサート及び学校等へのアウトリーチ 10月20日(金) 明北小学校・明科北認定こども園 ひかりの学校・けやきの家 外 10月21日(土) 穂高幼稚園 10月22日(日) コンサート みらい	
東京藝大・長野県連携協定事業 安曇野アーティスト・イン・レジデンス	東京藝術大学出身の3人のアーティストによる滞在制作 9月16日(土) 臼井仁美 年輪スタンプ作りワークショップ 鐘の鳴る丘集会所 4人参加 10月7日(土)～19日(木) 作品展示 みらい 10月7日(土) ギャラリートーク 18人参加 10月8日(日) 及川春菜 ガラス×キャンドル作りワークショップ みらい 6人参加	
京都芸術大学によるアートプロジェクト	京都芸術大学大学院生12人による滞在制作・ワークショップ・展示 展示 9月17日(日)～24日(日) みらい、豊科近代美術館、高橋節郎記念美術館、鐘の鳴る丘集会所、市役所本庁舎ロビー 展覧会開会式 9月17日(日) みらい 参加者20人・京都芸術大学参加者14人	冬季展示 1月～2月予定
熊井啓顕彰事業	熊井啓監督作品上映会 「ひかりごけ」 9月23日(土) 豊科公民館 135人来場	定期上映会 1月17日予定

ミュージアム活性化事業(安曇野市美術館博物館連携事業)	無料開館：9月30日(土)、10月1日(日) 975人來館 美術館博物館職員等研修会 10月11日(水)：対話型鑑賞研修 講師：三澤一実教授(武蔵野美術大学) 豊科北中学校 ギャラリートークリレー：10月21日(土)～11月5日(日) 市内外の博物館・美術館15施設にて実施	美術館博物館職員等研修会 12月13日(水) 修復研修 講師：土師広(修復家) 豊科近代美術館
コンテンポラリーダンス公演	Dancer in the 鐘の鳴る丘集会所 出演 ... 1【アマリイチ】(斎藤綾子・益田さち) 11月11日(土)、12日(日) ダンスパフォーマンス等	

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み備考
博物館協議会	令和5年度第2回 10月12日(木) きぼう多目的交流ホール	

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み備考
「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	第3回編集委員会 10月17日(火)	
ちくに生きものみらい基金充当事業	9/21(木) 豊科北小5年 国営アルプスあづみの公園ほか 9/27(水) 堀金小1年 国営アルプスあづみの公園 10/17(火) 穂高西中1年 上高地 10/18(水) 豊科東小3年 天蚕センターほか 10/23(月) 豊科東小5年 烏川溪谷緑地 11/2(木) 明北小5年 水産試験場 11/14(火) 明北小6年 四賀化石館	

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み備考
豊科近代美術館	生誕130周年記念 宮芳平展(9/8～10/9)	
田淵行男記念館	常設展示「天然色の世界」(10/17～2/12) 「野川かさね写真展 study MONTAIN」(8/29～12/24)	
高橋節郎記念美術館	開館20周年記念特別展 あなたの節郎(9/14～12/10)	
穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

豊科交流学習センター きぼう	貸館事業	
-------------------	------	--

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季企画展「古代中世の墓を覗く(のぞ)く」 会期：7月22日(土)～9月18日(月) 参加者：1,185人	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> ・「来た道～忘れられた感染症・銃後の守り～」 会期：9月28日(木)～11月30日(木) 場所：ほりで～ゆー四季の郷	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野から平和を思う」 10月26日(木) ～11月9日(木)

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・「白鳥写真展」 会期：9月15日(金)～9月24日(日)参加者：164人 <ul style="list-style-type: none"> ・「加助伝説」(自主企画展) 会期：9月30日(土)～10月29日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回くらふとのわ・笑・和展」 11月3日(金) ～11月12日(日)
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書隣地講座「赤蓑騒動旧跡巡り」 期日：10月10日(火) 参加者：9人 <ul style="list-style-type: none"> ・臨地講座「義民旧跡巡り(松本編)」 期日：10月29日(日) (自主企画展関連) <ul style="list-style-type: none"> ・講演会「加助が傾けた松本城」 期日：10月15日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「おしゅん」朗読会 11月23日(木・祝)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
重要文書等収集・ 整理	公開資料点数 公文書 50,072点、地域資料 50,520点 (9月末現在) (9月新規点数/公文書 169点、地域資料 338点)	
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座 期日：10月2日、16日、30日、11月13日(各月曜日)	

	(開館5周年記念「受け継がれる地域資料」展関連企画) ・講座「里山の観音信仰 —古文書にみる栗尾山満願寺の心象風景— 期日：9月24日(日) 参加者：43人	
	・講演会「地域歴史資料保全の現状と課題～地域の歴史と文化は遺せるか～」 期日：10月22日(日) 講師：西村慎太郎氏(国文学研究資料館 教授)	

文化財保護係

文化財保護・保全事業

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
安曇野市文化財保存活用地域計画	○第1回 安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会開催(10月24日)	所有者・管理者等の高齢化が懸念される。実情に合わせた要綱を改正に向け研究準備

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
開発事業(公共事業含む)に対する埋蔵文化財等の保護協議	○周知の埋蔵文化財の照会件数44件(9月度) ○開発事業に対する立ち合い等件数6件(9月度) ○犀川砂防事務所耐震化工事等に伴う古殿屋敷遺跡発掘調査を9月4日～9月29日まで実施した。古墳時代の住居址等を確認した。	明科廃寺発掘調査(再協議)

図書館係

図書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市図書館 秋の読書週間	「ビブリオ★ビンゴ」「大人のための絵本展示」 「読書マラソン」「松本山雅しおり配布」 期間：10月24日(火)～11月12日(日) 場所：各図書館	
三郷図書館 図書館講座③	「七日市場の歩み」 期日：11月4日(土) 場所：ゆりのき	
中央図書館 企画展示	YA(ヤングアダルト)企画展示「ゲームさんぽ×図書館」 期日：～11月23日(木) 場所：中央図書館内	
図書館協議会	令和5年度第2回 10月17日(火) みらい多目的交流ホール	

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て支援事業		第2回子ども子育て会議 11月8日（水）
ファミリー・サポート・センター事業		ファミサポ協力会員養成講座（後期） 11月15日（水）～
児童クラブ整備事業	教室改修工事等の進行状況 ・豊科北 PC教室改修 工事中 ・穂高南 児童会室改修 設計完了 ・穂高西 被服室改修 工事中 ・堀金 児童館改修 工事中 ・明北 PC教室改修 工事中 ・三郷 被服室改修 設計発注予定	・改修工事 予定期間8月～1月 ・改修工事 契約業務の執行 ・改修工事 予定期間8月～2月 ・改修工事 予定期間6月～12月 ・改修工事 予定期間6月～11月 【その他】 豊科南、豊科東、三郷は、学校・関係機関等と調整中
黒沢洞合自然公園整備事業	・基本計画（案）住民説明会 10月1日 三郷公民館講堂 ・第4回洞合自然公園整備検討委員会 10月23日（月）	・第5回洞合自然公園整備検討委員会 11月20日（月）
安曇野自然保育ブランディング事業	・園庭ミニ田んぼ（有明あおぞら認定こども園）稲刈り 10月2日（月） ・園庭プチ田んぼ（三郷南部認定こども園ほか8園） 10月上旬から中旬	
地域子育て支援事業実施支援補助金事業	・補助金募集開始 10月2日～11月10日	

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	10月18日 センターだより発行	10月27日（金） 第3回青少年センター運営委員会 11月1日（水） 県下一斉街頭啓発活動
青少年体験事業	10月18日（土） 子ども文化祭ステージ発表代表者会議 10月21日（土）、22日（日） 親子プログラミング教室	10月28日（土）、29日（日） 親子プログラミング教室 11月11日（土）～18日（土） 子ども文化祭 作品展示 11月18日（土） 子ども文化祭 ステージ発表
子ども会育成会	9月30日（土） 松本地方子ども会育成連絡会 安全講習会・育成者講習会 10月5日（木） 第3回子ども会育成会連合会常任委員会 10月18日（水） 育成会だより発行	

わいわいランド	〈毎週水曜日に活動〉 9月29日(金) 放課後子ども総合プラン運営委員会	
児童館・児童クラブ	9月20日(水)～10月20日(金) 令和6年度児童クラブ申請受付 10月31日(火) 第4回児童館建設検討会	

子育て給付係

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(市独自分)」	「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(市独自分)」:市独自給付金(2万円/人)の追加支給実施中。 ・支給対象者「R5子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・その他世帯分)」受給者 ・対象児童数 約1,800人	「R5子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」5月末支給対象者(対象児童数 約750人分)11月上旬支給予定。 「申請支給世帯分」順次支給予定。

子ども家庭相談担当

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
ひきこもり対応推進事業	10月26日(木)13:30～ 大会議室 ひきこもりのことを知っていただくための講演会	
【子ども発達支援相談室】 ○遊びの教室 (体・知覚・社会性を育てる手助けをする。こあら:1歳児 いるか:2歳児 後期:経過観察) ○「親子であっぶつぶ」 (子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談) ○はいはいたちの相談日 (乳幼児期の運動発達の躓きについて、早期支援を行う) ○ことばの相談日 (言語発達の躓きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。) ○「親子で遊ぼう」R5.8月より (乳児期からの遊びを通じ、健やかな成長を支援する教室) ○ソーシャルスキルプログラム学習会 (認定子ども園等の保護者に対し、子育てのヒントを学ぶ学習会)	○遊びの教室 10月は8回実施 こあら穂高(10/6、10/26) こあら堀金(10/16、10/30) いるか穂高(10/5、10/19) 遊び後期穂高(10/18、10/27) ○「親子であっぶつぶ」 10月は4回実施 (10/4、10/11、10/17、10/25) ○はいはいたちの相談日 10月は2回実施 (10/13、10/20) ○ことばの相談日 10月は2回実施 (10/5、10/19) ○親子で遊ぼう 10月は1回実施 (10/23) ○ソーシャルスキルプログラム学習会 10月は2回実施 (10/13、10/27)	○遊びの教室 11月は8回の実施を予定 ○親子であっぶつぶ 11月は4回の実施を予定 ○はいはいたちの相談日 11月は2回の実施を予定 ○ことばの相談日 11月は2回の実施を予定 ○親子で遊ぼう 11月は1回の実施を予定 ○ソーシャルスキルプログラム学習会 11月は3回の実施を予定

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
令和6年度入園申請	<p>(1) 新規入園者9月20日(水)～11月2日(木)</p> <p>① こども園幼稚園課窓口、 ② 市ホームページ、 ③ 各園、 ①～③の方法で書類を取得</p> <p>11月2日(木)までにこども園幼稚園課窓口へ提出</p> <p>(2) 在園児10月2日(月)～10月20日(金)</p> <p>① 係から園へ申請書を配布 ② 10月20日(金)までに在籍園に提出 ③ 10月27日(金)までに園から係へ直接提出</p>	<p>・入園審査</p> <p>・12月上旬頃入園予定者に通知</p> <p>・12月16日(土)入園面談</p> <p>・令和6年1月26日(金) 入園オリエンテーション (入園説明、準備品説明、3歳以上 児入園体験)</p>